

第六十三回国会 参議院社会労働委員会会議録第十二号

昭和四十五年四月十四日(火曜日)
午後一時二十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐野 芳雄君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
吉田忠三郎君
渋谷 邦彦君

委員

高田 浩運君
玉置 和郎君
徳永 正利君
山下 春江君
山本 杉君
大橋 和孝君
藤原 道子君
柏原 ヤス君
柏原 ヤス君

委員以外の議員
衆議院議員
修正案提出者
増岡 博之君
内田 常雄君

政府委員
厚生大臣官房長
戸澤 政方君
厚生省児童家庭局長
坂元貞一郎君
厚生省年金局長
廣瀬 治郎君
厚生省看護局長
武藤崎一郎君

事務局側
常任委員会専門員
中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○心身障害者福祉協会法案(内閣提出、衆議院送付)

○母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議)

○社会保険基本法案(多田省吾君外一名発議)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。内田厚生大臣。

○国務大臣(内田常雄君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者の留守家族等に対しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法、未帰還者留守家族等援護法などにより、各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところでありますが、今般さらにこれらの援護措置の改善をはかることとして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。まず障害年金及び障害一時金並びに先順位遺族にかかる遺族年金及び遺族給与金の額について、恩給法による傷病恩給及び公務扶助料の増額に關連し、これが増額を行なうこととしたしております。

また、恩給法に定める特別項症から第六項症ま

での障害にかかる障害年金受給者等が公務傷病により死亡した場合に遺族に支給する遺族年金及び遺族給与金並びに勤務関連傷病によって死亡した被用者等の遺族に支給する特別遺族給与金の額は、現在公務死にかかる遺族年金及び遺族給与金の額の六〇%相当額となっておりますが、これを七五%相当額に引き上げることとしたしております。

次に、障害年金の支給対象についてこれを拡大し、軍属、準軍属の本来の公務にかかる障害年金の支給対象が現在特別項症から第三款症までとされておりましたものを、第五款症まで拡大すること等としたしております。

さらに、現在扶養親族に關する加給の行なわれていない第二款症から第五款症までの障害年金につきましても、受給者に妻があるときは、加給をすることとしたしております。

そのほか、満洲開拓青年義勇隊員の昭和二十年八月九日以前の公務傷病及びこれによる死亡についての障害年金、遺族給与金等の支給、準軍属のうち被用者等についての障害年金等の額に關する改善及び公務傷病に併発した傷病によって死亡した準軍属の遺族に対する遺族一時金の支給を行なうこととしたしております。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正であります。留守家族手当の月額を、遺族年金の増額の割合に準じて引き上げることとしたしております。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正であります。長期入院患者に支給する療養手当の月額を増額する等の改善を行なうこととしたしております。

第四は、昭和四十二年及び昭和四十四年の関係法令の改正により、特例遺族年金、特例公務扶助料等を受けることとなった戦没者等の妻に対し、

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を支給することとしたしております。

第五は、第四款症にかかる傷病年金等の受給者の妻に対し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を支給することとしたしております。

第六は、昭和四十四年の関係法令の改正により、特例遺族年金、特例公務扶助料等を受けることとなった戦没者の父母等に対し、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金を支給することとしたしております。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及び内容の概略であります。この法律案は、衆議院において、施行期日及び遺族年金等の支給についての修正がなされております。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 次に、本案につきまして、衆議院において修正議決されておりますので、この際、本案に対する衆議院における修正点について、修正案の提出者増岡博之君から説明を聴取いたします。増岡君。

○衆議院議員(増岡博之君) 私は衆議院の社会労働委員会を代表して、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

その第一は、戦傷病者特別援護法による療養手当の額の改正について、公布の日から施行することとなっているものを、昭和四十五年四月一日にさかのぼって適用すること。

第二は、軍人軍属の遺族について、現行制度においては、軍人軍属がみずから命を断つた場合や戦線を離脱して死亡した場合等は遺族年金等は支給されないこととなっております。これを改正

このことは当然、本法を諮問した社会保険制度審議会の答申において「本案は、母子の健康確保の養状態についても、その地域格差が依然として縮小されない等、なお努力を要する課題が多く残されております。

方向に、わずかに一歩を踏み出したにすぎないものであつて、各面に未熟不備、不徹底な点が多く、特に優生保護法との関係、その他、医学的に検討すべきものがあるが、今後引き続き改善をはかることを条件として了承する」と述べられておりますことは、いままお御記憶のあるところであります。

さらに本法が、終始救済対策にとどまつていたため実績が十分あつたことは当初から憂慮されていたものであります。

このような状況にかんがみまして、今後母子保健の向上に関する対策を強力に推進してまいりますために、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母性の保護のための指導を講ずるとともに、乳幼児が健全な成長を遂げる上で欠くことのできない保健に関する対策の充実強化をはかる必要があると考えて、この改正案を提出する次第であります。

次に改正案の概要について申し上げます。

第一には、出産費の支給を新たに設けました。市町村長には、五万円を限度とし社会保険と調整してすべて出産費を公費で負担することとしたしました。

第二には、健康診査であります。健康診査は、三歳児以外の幼児、乳児及び妊産婦に対しても行なわなければならないようにしたことあります。

第三には、栄養の摂取に関する援助を強化することあります。妊産婦及び乳幼児に対する栄養の摂取に関する援助は、市町村長が栄養費の支給等を行なわなければならないこととしたしました。

第四には、妊産婦の受診に関する援助の強化であります。妊産婦の受診に関する援助は、都道府県知事が医療費の支給等を行なわなければならないように、義務づけることとしたしました。

第五には、母子健康センターの充実であります。母子健康センターは、市町村が必要に応じて設置することとしたしました。

最後に、以上述べました五項目について、都

道府県及び市町村の負担割合を明記しました。

なお、わが党の医療政策としては、将来、出産費については疾病と同様すべて医療保険の現物給付で行うこととする所存であります。

また、さきに提案理由の中で述べたとおり、優生保護法第十四条四項の規定を削除する改正を考慮いたしております。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(佐野芳雄君) 本日は、本案に対する趣旨説明の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(佐野芳雄君) 次に社会保険基本法案(参第七号)を議題といたします。

発議者から趣旨説明を聴取いたします。原田君。

○委員以外の議員(原田立君) ただいま議題となりました社会保険基本法案について提案理由並びに内容の概要を申し上げます。

わが国の経済成長は年々増加の傾向をたどり国民総生産ではついに世界第二位に成長し、本年も一〇%を大きく上回っていることは御承知のとおりであります。日本経済は表面的には大型になり、繁栄する経済社会を現出しているが、しかし他面一人当たりの年間国民所得は第二十一位という状態であり、この大きな格差は歴代自民党内閣の責任であり、政治の貧困を如実に物語っていると言えらるべきであります。

さらに、社会保障の問題については、昭和三十七年八月の総理大臣の諮問機関である社会保険制度審議会は「社会保険制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および推進に関する勧告」を提出して、昭和四十五年におけるわが国の社会保障が昭和三十六年当時の西欧諸国の水準に迫いつくよう要望したのであります。

今日の段階において、その後の実績を見ると、社会保険制度審議会が昭和四十三年十二月二十三日の申し入れ書の中で「昭和四十年までは若干の

進展があつたがその後は停滞気味であり現在では人口一人当たり水準でいへば目標のほぼ三分の一、国民所得に対する比率でいへば目標の二分の一にしか到達していない。すなわち、わが国の社会保障は表面的には大いにすすんだ形になったがその実質はむしろ後退きみといわねばならない」と述べております。

政府の経済社会発展計画によれば、昭和四十六年には振替所得を二%引き上げ七・五%程度に到達せしめるというのであります。昭和三十六年当時の西欧諸国に到達するためには昭和四十五年度までに一〇%以上の振替所得の上昇が必要であります。一九六五年における国民所得に対する振替所得の国際比較を見ると、西ドイツでは一七・二%、フランスでは二二・五%、イタリアでは一七・二%と主要国ではすでに一五%以上を上回っているのであります。したがって、これでは先進国との格差はますます拡大の方向にあるといわねばなりません。わが党の主張する目標の一五%はこれを下回ってはならない最低の基準であり、これを振替所得の比率では昭和四十一年度、四十二年

度ともそれぞれ五・五%、昭和四十三年度、四十四年度もほぼ同水準と見込まれ、ほとんど横ばいの状況にあります。いまとなつては当初の計画どおり二%の引き上げを補うことはほとんど不可能と言わなければならない。

このようにわが国の社会保障の停滞あるいは後進性というものは種々要因がありますが、第一に指摘できることは、いまだ社会保障の定義が明確でないというのであります。政府部内においても、また学者間においても異説のあるところであり、また定義があいまいであることは有効な施策は期待できません。

わが党は、この機会に社会保障に関する施策を次のように主張するものであります。

すなわち、社会保障制度とは、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国民にひとしく疾病・負傷・廃疾・死亡・老令・分娩・失業・多

子等によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し所得の再分配的な効果をあげ、もつてすべての国民が健全な生活の維持及び向上に寄与することをいうと明解に定義づけているところであり、

次にわが国において欠けているものは、社会保障計画の樹立であります。わが国にはそのビジョンがまだかつて明らかにされたことがありません。これは全く政府の怠慢というはかありま

経済審議会も四十二年二月の「経済社会発展計画」の中で「わが国の経済社会の実態とその将来の進路に即した適切な社会保険長期計画を策定しこれにもとづく体系的整備を行なうことが不可欠である」と述べているのであります。人間性尊重の上に立つて福祉国家の繁栄と発展を遂げるためにも当然長期展望を示すことが重要課題であります。目標がなく対症療法的施策に終始するならば、わが国の社会保険水準はいつまでも低迷を続けるのであります。

さらにわが国の社会保障は戦後において著しい進展を遂げたのであります。その発展の推移は百花繚乱のごとく乱立と分裂の歴史であり、その欠陥は制度に一貫性、総合性を欠いていることあります。そのためにいまだに不均衡の実効ある施策が確立されておらない状況にあります。また社会保険費は年々増大しているといふものの、昭和四十五年度の予算ではその伸びはわずかに二〇・一%となつており、これは当然増が大半で先進国並みの水準にする努力は全く見られません。

また、われわれが特に指摘すべきことは、わが国の社会保障制度の中で欠けている唯一のものは児童手当制度であります。すでに世界六十二カ国が実施しており、ILO加盟国中先進国で実現していないのはひとりわが国のみであります。昭和四十一年以来、歴代厚相はその実現を言明しながら昭和四十五年度に至るもその公約は果たされて

して早く完結するように努力する、これは予算の問題もありましようし、いろいろありましようけれども、特に厚生省の關係では、いま言つたやうに困つておられる人たち——援護法も含めてですから、これは社会保障とは言われませんけれども、經濟のこういふやうに成長している中でも、やはりそれをおちこぼしのないやうに、そういふ意味においても、戦争によつて、戦傷によつていろいろ受けておられるものに對しては、やはり國がある程度めんどろを見てあげるといふ立場をもつともつと積極的にやつてもらいたい。特に、私は、いつの国会でも、この問題が出るたびに、私は、質問をしているわけでありますけれども、それが繰り返し繰り返し二十何年になっているわ

けでありますからして、そういう意味では、もつともつと積極的にこれを進めてもらつて、そしてほんとうにやはりよくやつたくれたという状態をもう早くつくつてほしい。これが私の根本的な考え方でありますから、特に、そのところはひとつ大臣のほうでも留意をして、早く進めてもらうような最善の努力をしてもらいたい、こういうふうに要望しておきます。

それから、いま申したように、懇談会においていろいろ残された事項、これは一、二お触れになつたわけではありますが、この問題についても経過をもう少し具体的にひとつ御説明願えませんか。

○政府委員(武藤卿一郎君) 懇談会に、主として政策的な大きな問題といいますが、まとまった問題の御意見をいただいたわけでございますが、その中で、可とするものといふことでまだ残されたない問題は、公務扶助料の加給の対象となっていない父母に遺族年金を支給する。これは軍人恩給が復活しました二十八年当時、六十歳未満であられた方の一部に遺族年金がいつていない方がございます。これは制度上軍人恩給のほうをお取りになつたので、制度上もうすでに割り切つたわけでありますが、無理だといふ意見もございますし、実情はやはりお気の毒だといふことで懇談会も可とす

る意見を出しておられたので、この点につきましては、本年度も予算を要求したわけでございますが、残念ながら、予算が通りませんので来年以降に持ち越したわけでございますが、この点が残っております。それから、現在審議中のものでまだ最終結論が出ていない問題は、衆議院のほうで修正になりました、いわゆる未処遇者の問題、つまり故意、重過失の中で自殺とかあるいは大赦令の対象になられた方々に対する処遇問題、これが現在審議中でございます。しかしながら、現在衆議院でもうすでに御可決されましたので、一応この処理は可能ではないかと、かように私も考えております。そのほか、すでにもう懇談会では消極的な御意見が出ていた問題でございます。それが先ほど触れました入管途上の問題、それから帰郷途上の問題、それから改姓——いわゆる父母等が氏を改められた方、こういう方に遺族年金をとる問題、これが消極的な意見でございます。それから勤務関連の病気が併発をして、病気で亡くなった方、これが消極的な意見でございます。それから法施行後、再婚解消をした妻の処遇の問題、これが消極的な意見でございます。以上が消極的な意見でまだ処理されておられませんけれども、引き続いていろいろ陳情がその点につきましてでございます。そのほか懇談会にはかけておられませんけれども、たとえば今度の改正で戦傷病者の妻につきましては、四款まで特別給付金が支給されますけれども、これを五款まで支給していただくというとか、あるいは特別弔慰金が現在おじ、おば等三親等にはいってありませんけれども、これにつきまして、おじ、おば等でも特別弔慰金をやっていただくという、そういう問題が残されている問題でございます。

対しては、まだ処遇されていないと思うわけでございますが、これに対して、日華あるいは大東亜戦争の区別なく特例遺族年金を支給されるべきだと思いますが、この点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(武藤一郎君) その点につきましては、先ほどお答えが足らなかったものでございますが、この点は、実は恩給法の問題として恩給審議会でも消極的な意見が出ておまして、恩給局のほうでも、予算その他の所要の措置が行なわれていないわけでございます。私どもとしては、やはり恩給法の問題として取り上げるべきであるというふうに考えております。しかしながら、非常に御要望が強いのでございますので、よく恩給局と相談いたしまして、厚生省としても、この問題について慎重に検討したいと、かように考えております。

○大橋和孝君 それから遺族の一時金は、本邦その他における勤務の関連傷病に併発した疾病で死亡した場合は、適用されていません。これは今度大戦の模様から見ますと、これらの人にも遺族一時金を適用すべきである、同じような状況ではなからうかと思いますが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(武藤一郎君) 先ほどこの点につきましてではちよつと触れましたけれども、この問題は、実はやはり勤務関連に併発した病気でございまして、やはり公務性が薄い——ないという語弊がありますけれども、薄いということ、懇談会では消極的な意見でございますけれども、先生の御指摘のように、いろいろの御意見があるようでございますので、一応なお引き続いて検討いたしたい、かように考えます。

○大橋和孝君 この問題なんかも、先ほどから御説明を受けた懇談会の意見は消極的な意見のようでございますけれども、これは大東亜戦争のあのころをいまから振り返ってみても、そのような関連が薄いとは言えないような例が非常にたくさんあると思うんです。ですから、これに對

しては、特に私は十分に取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。それから、広島、長崎の原爆における被害は、御存じのように、言語に絶しているわけでありまして、戦地においても見ることでないような悲惨な状態であるわけでありまして、戦争末期における内地は何ら戦地と変わっていないわけでありまして、原爆以外を見ても、爆撃の状態から見ましても、そういうことから考えて、戦後二十有余年経過をした今日で、国民感情から見ましても、援護法から見ましても、準軍属と未処遇、あるいはまた、何といいますが、徴用なんかの人たち、こういうような方を含めて、軍人軍属と同じような取り扱いをすべきじゃないかということが一そう深く痛感されるわけでありまして、この問題についてもう少し態度を明確にしてみたい、同時にこういうものを同一に軍人軍属として取り扱ってもらいたいと思っております。

○政府委員(武藤一郎君) 準軍属と軍人軍属との格差解消につきましては、ここ数年、本委員会におきましてもいろいろ御議論がございまして、十分の五から十分の七に過去においては改善がなされたわけでございます。本年度は、この準軍属の中で、先ほどお話になりましたように、徴用された方々のグループにつきましては十分の七から十分の八に引き上げております。どうしていままで準軍属が軍人軍属と区別されたかといいますが、やはり一般的にいまして勤務の形態、それから国とのつながり方という問題がどうして軍人軍属と原則的にはやはり違う点があるという点で、過去においてそういう差があったわけでございますが、先生の御指摘のように、いろいろ具体的事例をあげますと、やはり同様に扱ふべきではないかという御議論がいろいろございまして、そういう点に着目して漸次改善がなされてきたわけでございます。この点につきましては、さらに引き続き御趣旨に沿うように努力いたしたい、かように思っております。

○大橋和孝君 同じような場合でありますけれども、ソ連に抑留された者、あるいはまた戦争裁判によつて拘束された方々、こういう者に対する処遇についても同様だろうと思いますが、これにつきましてお聞きを聞かしていただきたい。また、入管とかあるいは応召の途上における、自己の責任に帰すべきでないような原因によつて病気になる、傷病にかかった人々あるいは死んだ者については、すでに故郷を離れて軍務に服していたと同様な状態にあると考えられるわけで、もうその途上でありまして、この遺族に對してもやはり弔慰金なり、遺族年金なりを支給すべきじゃないかと、こういうふうにお聞きを聞かしていただきたいと思っております。

○政府委員(武藤一郎君) 前段につきましては、ソ連の抑留者の方々とか、あるいは裁判によりまして拘束された方々につきましては、遺族年金等につきましては通算措置が恩給その他で考えられております。ただ、御指摘の点は、あるいはそれ以上いろいろ苦しまれた点につきましてはもう少し手厚い処遇をすべきじゃないかという御意見だろうと思っております。この点につきましては、率直に言ひまして、厚生省の実情は所管ではございせんけれども、その与えられた損害につきまして補償するということにつきましては、なかなかむずかしい問題ではなからうかと率直に思つてございまして、なお、関係方面とも以後連絡して、検討していただきたいと思ひます。

それから、第二点の入管あるいは応召途上の問題でございますが、これは実は懇談会でも消極的な意見でございます。といひますのは、援護法の適用は在職期間中においての疾病または死亡ということでございまして、現在では、これが対象になつてないわけでございます。しかしながら、援護法の特例によりまして、海外から復員された方につきましては、帰郷途上、自宅にお帰りになるまでの間はこれを特例と認めております。それと同様に、それ以外の地域においても、つまり内

しては、特に私は十分に取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思ひます。それから、広島、長崎の原爆における被害は、御存じのように、言語に絶しているわけでありまして、戦地においても見ることでないような悲惨な状態であるわけでありまして、戦争末期における内地は何ら戦地と変わっていないわけでありまして、原爆以外を見ても、爆撃の状態から見ましても、そういうことから考えて、戦後二十有余年経過をした今日で、国民感情から見ましても、援護法から見ましても、準軍属と未処遇、あるいはまた、何といいますが、徴用なんかの人たち、こういうような方を含めて、軍人軍属と同じような取り扱いをすべきじゃないかということが一そう深く痛感されるわけでありまして、この問題についてもう少し態度を明確にしてみたい、同時にこういうものを同一に軍人軍属として取り扱ってもらいたいと思ひます。

地等において召集解除になった方々についても認めるべきではないかという御意見が強いことは承っておりますので、なお、こういう問題につきましても、懇談会では消極的ではございませんけれども、引き続き要望が強い事項でございますので検討させていただきます、かように考えます。

○大橋和孝君 国民年金法による老齢福祉年金の支給につきましては、一般の支給制限は受給者の所得が三十万円以下と定められておりまして、この公務の扶助料等の差額が併給されることとなっておりますが、この間に不均衡があるように思っております。また、この制限のために、福祉年金の額が引き上げられても、公務扶助料等の受給者については、これが及ばない、こういうようなことになっておるわけでありまして、この制限措置を撤廃して、公務扶助料等の受給者に対しても、一般と同様の条件のもとに福祉年金を支給することのほうがいいんじゃないかと思っておりますが、これについてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(廣瀬治郎君) 福祉年金は、御承知のとおり、国民年金で規定されておるものでございまして、本来、年金は、保険料を拠出して年金をもらうということがたてまえでございまして、この福祉年金は、その拠出制の年金を経過的に補完する制度でございまして、したがって、現在の法律では、他の公的年金から年金をもらつておる方につきましては、原則として福祉年金を支給しないというたてまえになっておりますが、いま、お話を公務扶助料等につきましまして、これは戦争公務という特殊な性格でございまして、一定の限度のもとに併給をするという措置が講ぜられておるわけでございますが、これは一定の限度内でございます。いまして無制限ということにはなっておりませんが、この併給の限度額につきましましては、公務扶助料等の引き上げが行なわれますと、それに対応いたしまして、従来併給額として認められておりました福祉年金の額が減らないように併給限度額を引き上げて措置をしてきたわけでございます。

し、四十五年度におきましても公務扶助料が上がりましますので、従来と同じような考え方によりまして、この併給限度額を引き上げて、従来から支給されておる福祉年金の併給額の減らないような措置をしておるわけでございます。

○徳永正利君 ちよつと関連して。それは答えてないと思つておるのです。説明にはなつておるけれども、いま大橋さんの質問された答へにはなつていないのです。ですから、なぜ公的年金と福祉年金を併給しなすならぬのかということなんです。ですから、公的年金に併給しなすならぬというのには、法律ができておるからなりませんと、この答へでは答へにならぬわけなんです。それじゃ、なぜ法律を改正してもやる御意思はございせんかと、ここまで踏み込んでおられるわけなんです。厚生省のいままでの理屈は私にはわからぬことではないと思つておる。いろいろ御議論もいままであつたやうでございまして、これはひとつ、一体改正した場合に総額どのくらいかかるか、そういうようなことを研究していらつしやいますか。それからも一つ、無拠出年金は過渡的な問題だからとおっしゃるそのこともよくわかります。わかりますが、なぜ一体公的年金と併給してはならぬのか。公的年金の金の十円が二十円に使えないというならこれは別ですね。ところがそうじゃないです。やはり十円は十円にしか使えないんです。そこで、ただ財政的な面で、とてものこと補てんができませんと、金がありませんと、こういうんならば、私は財政面の理屈としてはわかるんですが、ところがそこがそうじゃなくつて、やがて掛け金をかけた年金が、やがては掛け金によつてはね返る老齢年金というのがありますと、そういうものの額にいま併給いたしますと、こういう議論になるから私はわからぬと言ふのだ。二十年先のことをいまごろから議論するから私はどうして納得ができない。それから公的年金をなぜ併給しなすのかぬのかというのをひとつ納得のいくような説明をお願いしたい。これが大橋さんの御議論だろうと思ひます。

○大橋和孝君 ちよつとあわせて。いま説明の中では、公務扶助料だからそれを云々だと言われまされども、これはそうじゃなくつて、だまお話しになりましたやうに、これはもうほんとうに根本的に考えなすならぬ問題だと思ふんですよ。経済がいま行き詰まつて金が出せぬという状態じゃない。だからして、私は、もう厚生省のほうからそういうことをどんどん要望してもらつ時期じゃないかと思ふから、いまのうちに質問してゐるんです。

○政府委員(廣瀬治郎君) これは最初にちよつと申し上げましたように、福祉年金の性格をどう考へるかという基本的な問題になると思ひますが、私どもは、年金はやはりたてまえは拠出制の年金が原則でございまして、福祉年金というものは拠出制の年金が本格化するまでの経過の、補完的な年金だといふふうに考へておるわけでございまして、したがつて、福祉年金の財源は全額国庫負担でありまして、徳永先生の言われましたやうに、財政的な問題もあるわけでございますが、より根本的にはやはり福祉年金という性格からいつて、全く無条件にということにはできないものであらうと、そういうふうにとらえておるわけでございまして、ただ、先ほど申しましたやうに、戦争公務に基づくものは特別の性格だという点にかながみまして、一般の年金よりもある程度の併給を認めておるということでございます。

それから、最初にお尋ねのありました併給を全部撤廃した場合の金額でございまして、非常に大ざつぱな計算でございまして、平年度にしましては、戦争公務関係は約九十億程度を要するであらうといふふうに推計しております。

○徳永正利君 これはもう大臣に、前から御用心持つていらしやいますから、私がこんなこと言うことないと思ひますが、事務的な理屈では私は理屈はつかぬと思ふんです。ですから、まるまるこれは国庫負担でございまして、何かさつと制限しなすやならぬ、ちびらぬことにはかつこうがつきませんといふ議論、これは議論にはならぬと思ひ

んです。ですから、公務扶助料その他の関係で九十億と、ほかの公的年金があるでしよう、こういうものを合はせると、一体どのくらいになりますか。それはあとでいいです。あとでいいですが、これは相当な額になるだらうと思ふんです。額が大きいもんですから、いままでおつかひつくりで、実はこれに立ち向かうことができなかったといつちやおかしいけれども、それだけの勇氣を出す時期もなかつたんじゃないかという気がしてならないんです。私は、ですから、これは理屈は理屈として、厚生省ももう少し明快な——どうして公的年金には乗つけないのだ、まるまるこれは国庫負担でございましてこれは乗つけるわけには、どつちかちびらなければというやうな議論は、私は少なくとも議論にはならぬと思ひます。何かほか、どうしてもこれはこういふ公的年金と併給できませんという明快な理屈があれば、きやうでなくても、今度は年金の問題がありましますから、ひとつよく研究しておいてくださいます。それから、これはいま実は裁判をやろうとしてゐるのです。これは憲法違反じゃないかという裁判をやろうとしておりますから、そういうやうなこともまあ一つの方法かも知れませんが、そういう人がおることは事実でございまして、今度の審議までにそういう理屈をはつきりしておいてもらいたい。それから大臣のひとつこれに対するお考えをちよつとお聞かせ願へばと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 公式論をいたしましては、ただいま政府委員から御説明申し上げましたやうに、福祉年金といふのは、他のいづれかの公的年金を受け取り得ないやうな状態にある老齢者、七十歳以上の老齢者に国が恩恵として支給するのだ、したがつて、それが遺族扶助料であれ遺族年金であれ、あるいはまた生きてゐる私どものやうな恩恵取りであれ、そういう公的年金を受けているとすれば、今度はその同じやうな国の福祉政策——発想は違つてしまふが、とにかく恩恵である福祉年金といふものは重複しては出さないと、こういうことになつてゐるのだとい

うことが根據のようでございます。しかし、私は、政治家としては少し違った考えを持っておりまして、これはもう私が尊敬する徳永先生もよく御了解だと思ひますが、公務扶助料とかあるいは遺族年金とかいうものは、国家のために命をささげた、それに対する国家の代償といつてはおかしいけれども、勲章、表彰なんだと、もう亡くなつてしまつてゐるのだから、死んだ方に花をあげることももちろんいいし、あるいはまた、このごろは叙位叙勲もいたしておりますけれども、あとに残された遺族に対して国が特別な事態による一つの恩賞なんだと。これはまあ何万円とかいうけれども、ほんとうは錢じゃないのだ、錢じゃないのだけれども、錢の形にして出しているのだから、したがって、遺族年金と重複の觀念をもつて論ずべきじゃないのだ、こういうことだから、したがって、その遺族扶助料を受けておられる方にしても、それがその法定の老齢者である以上は、これが所得制限なんかにかひかかる場合は別であります、これは遺族年金を出すべきだといふ議論を展開をいたしておたわけでございます。したがって、私は、今度は政府の責任ある地位に立ちましたので、いままでのやり方を急にはひっくり返すわけにはまいりませんので、徳永さんの言われますように、これは説得力のある、納得していただけるような説明をさらに私は次の機会までに打ち合はせていきたいと思います。ただ、私がここで厚生大臣に就任した後におきまして、これはごくわずかの期間でありまして、今度は公務扶助料も遺族年金も上がるわけでありまして、上がったからといって、いままで一部併給を認めておつたところの遺族年金に食い込んで、そのために遺族年金が減る、したがって、公務扶助料なり、遺族年金の受給者がいままで受けておつた一部の遺族年金と合計してみると、扶助料引き上げあるいは遺族年金引き上げの恩恵がそれだけ減つてしまふというようなことは絶対にすべきじゃない。遺族扶助料あるいは遺族年金がこう上がったならば、いままで受けてゐる遺族年金は当然一緒に押し上げられるのだ、それに食い込むといふことはいけません。また、のみならず、何とかこの遺族年金のほうも、今回、月に二百円ですから二千四百円ほど上がるわけでありまして、いままでの千八百円が二千円になります。したがって、上がる分くらいは遺族扶助料を受けられる方あるいは遺族年金を受けられる方に、それはそれであるの分くらいは乗つてくる方途はないかといふことで、ずいぶんここにいる廣瀬年金局長にも検討を命じたわけでありまして、その結果、そのとおりではございませんが、これはお調べいただければわかりませんが、遺族扶助料が今回たとえば兵の階級で十五万何千円に上がりますが、それに遺族年金のほうも若干上がる計算にいたしました、合計すると十六万九千円でございますが、いままでは公務扶助料が十三万五千円、これに対して遺族年金が九千四百円、合計して十四万四千四百円といふことでございまして、それが今度公務扶助料が十五万七千円に上がります。その際に遺族年金のほうの九千四百円も一万円ちょっとずつように上げました。これはしかし金額ではありません。金額も上げれば二千四百円も上がるわけでありまして、上げまして、したがって、両方合計いたしますと、ことしの十月からは十六万七千三百円といふふうには実はなつたわけでありまして、遺族年金のほうには食い込まないのみならず、遺族年金も少し一緒に上がつてゐる。そこまではできるものなら、これはどうして全部できないのか、遺族扶助料といふものは公的年金じゃない、これは遺族に対する恩賞である、こういう気持ちで私は厚生大臣としてといふよりも政治家として——厚生大臣としてといふよりも、私は責任もたらなければならぬ、また食言することにもなりませんので、むやみに申し上げられませんが、政治家としては徳永先生なり、大橋先生なりと同じような気持ちも持つておりますので、もう一歩さらに進めてそこに橋をかけるような、納得のいく御説明も申し上げたり、さらにまた、すつきりしたような措置

ができるような努力もいたしたいと思ひます。○山下善江君 私いまの徳永先生の御発言に関連いたしますが、実は母子遺族年金をつくりましたのは私でございます——というたいへん失礼でございますが、実は北海道で未亡人の大会が、東北六県と北海道と八百五十人集まつたことがあつたのです。それは昭和三十年でございます。そのときに、私は、その未亡人の中の一人——その会場に來たんじゃないのですが、まさにあのころは親子心中が毎日新聞に出ておつて、そうしてこの母と子も捨てておけばきつと親子心中するなというケースに私は札幌の隣の琴似というところでぶつかりまして、そうしてその会場に行つて八百人の方に、どうしてもこの親子を殺してはならない、死なしてはならないから遺族年金を制定したい、私の力だけではできないから、あなた方八百人が全部、遺族年金をせひつづつて母と子を手助けしてくださいという請願書を書いてくれと、その請願書を私が持つて歸つて、これをもとにしてやるからといふことを言つて、八百二十三枚、私、厚生省のどこにあるか知りませんが、持つて歸つたことがあります。それがもとでできたのがこの遺族年金、初めての遺族年金、このときの大蔵大臣が池田先生でございました。池田先生は、どうしても遺族年金といふことを許しませんでした。したがって、母子加算といふ名前でこれが発足したのでありますが、翌年にこの母子遺族年金になつたわけでありまして、とにかくそういうところから考へてみて、遺族扶助料と——二十五年間、この未亡人は子供を育てるためにほんとに命がけで働いてきた。いまや子供は成長して奥さんをもつて、その母から離れてどこに行つたかもしれません。母は抜けがらになつて、一人で生活しているかもしれない。それで扶助料と遺族年金とが併給されるということには理屈の上でどこもおかしいところがないのです。併給されてあたりまえだと思ふのです。一体、未亡人になつて苦勞してきた。そのことに對して国がどうしてもつぐないようがない。せめてこの遺族年金でも上げ

ることによつて、二十五か二十六の若いときからいまでもずっと未亡人でさびしく耐えて戦つてきたことに對する、ありがたう、御苦勞さまでいふ金でなければならぬので、金が足りないとか、併給することは少しやり過ぎるとか、そういう議論が成り立つものではなくて、いま大臣がおつたとき、おりの、厚生大臣でなくて、政治家内田常雄という方が考えたその考え方のとおりにはひ御実行を願ひたい。これは割られたりなんかする性質のものではなく、やっぱりつづいて併給してやつて、御苦勞さんという私は性質のものだと思ひますので、ぜひ大臣が大臣におなりになる前にお考えになつたことをお聞き願ひたいといふことを強く要望いたしておきます。

○大橋和幸君 たいへん私どもが言おうとするところを西先生からしっかりと強調していただきまして、私にはこれについてもう少しお伺ひしたいけれども、これでとどめますから、どうぞひとつ大臣におかれましては、この問題についてはひとつ併給といふことを、もう少し何となくか、併給できるような、そしてまた、いまおっしゃつておりました扶助料が上がつた分については考慮すると言われておりますけれども、これはしさいに調べてみますと、多少のハンディはあるはずであります。ですから、そういう点を考へてみると、やはりこれは頭から併給をしていつて、そうして併給がいかないうようなことは一切省いていただく。これは特に御配慮願ひたいといふことを強く要望いたしておきます。

そのほかもう一、二ございしますが、未帰還者、歸還してない者の処遇であります、この未帰還者問題に對しまして、今後の処理方針を——べん伺ひたい。

それから第二点は、戦争によつて沈没した船に残つておる遺体、これもまだ非常にたくさんあると思ひますが、これの処理状況についてもお話を承りたい。

第三点は、海外の戦没者の遺骨収集の状況ですね。四十五年度及び今後の計画、これについて御

説明願いたい。この三点についてひとつ詳しく御説明願いたい。

○政府委員(武藤一 郎君) 第一点の未帰還者の問題でございますが、この点につきましては、昨年の暮れで四千九百九十九人が未帰還者でございます。内訳を申しますと、ソ連地域が三百九十五人、北鮮地域が百二十六人、南方その他の地域二百七十四人がそのおもなところでございます。これらの未帰還者につきましては、留守家族のいろいろの心情を考えまして、現在、厚生省では国内的な調査を続行していくとともに、在外公館並びに赤十字を通じて国外調査をいたしております。共産圏地域につきましては、なかなか十分な調査が不可能でございますけれども、赤十字等を通じていろいろお願いをしているわけでござい

ます。御参考までに、本年度、この四千人のうちで、いろいろ調査をいたしまして死亡と推定できしましたものが七十四人でございます。それから特別措置法、いわゆる戦時死亡宣言が可能だというふうな私どもが調査いたしましたものが二百三十五人、したがって、この三百人程度の事例につきましては、これは法律上の措置をとりまして、恩給あるいは援護法その他の措置によって御遺族の、何といいますが、処遇をいたしたい、かように考えております。

それから沈没艦船の問題でございますが、今次大戦で沈没しました艦船は三千余りでございまして、戦没者は約三十五万人でございますが、これまでに遺体を収容いたしました隻数は約百でございます。遺体数は三千四百四十体でございます。御推察のように、沈没艦船は、外国の領海にありますが、当然その当該国の所有にかかるとございまして、それから海没の水域の深さによつて非常に技術的に引き揚げ並びに処理がむずかしいわけでございます。こういう点につきましては、現在、外国にあります沈没艦船につきま

して、現在外交ルートを通じて調査中でございますので、その調査結果を待っているいろいろの諸対策を

考えていきたい、かように考えております。それから第三点の遺骨収集の概況でございますが、昭和二十八年から三十三年まで収集派遣団を派遣いたしまして実施したわけでございますが、その後は、四十二年度におきましては、中部太平洋のペリリュー島、サイパン、ロタの各島、それからフィリピン。四十三年度におきましては、フィリピンと西イリアン地区。四十四年度に硫黄島、東部ニューギニア、それからフィリピン等を実施いたしました。それから四十五年度におきましては、現在ニューブリテン、それからブーゲンビル島、北ボルネオ、ギルバート諸島、それから硫黄島の最終的な収集計画を考えております。四十六年度以降におきましては、マーシャル諸島とか、西イリアン地区あるいはビルマ、インド、それから国交未回復の地域等を考えますが、国交未回復地域等につきましてはなかなかむずかしいのではなからうか、こういうふうに推察しております。もちろんこれから計画いたします諸国につきましても、すべてこれ海外でございますので、相手国との交渉、了解が必要でございますので、計画どおりいくかどうかにつきましては確約はできませんけれども、いま申しました計画で、今後ともできるだけ早くいたしたい、かように考えております。

○大橋和孝君 それから第八条の第二項を見ますと、障害年金受給者に妻があるとのみに、妻にだけ一万二千円の支給加算をするという事になっておるわけですが、この加算の対象から十八歳未満の子や、それからまた、自活の能力のない障害児を除いてあるのはどういふ理由でございましょうか。

○政府委員(武藤一 郎君) 配偶者以外の方にございましては、一人の場合には七千二百円、二人以上の場合には七千二百円に一人を除いた分につき四千八百円を加算するということになっております。

○大橋和孝君 それは加給されているのですか。

○政府委員(武藤一 郎君) 重ねて御説明いたし

ますと、妻には一万二千円を、それ以外の方に一人の場合には七千二百円、それから二人以上の場合には七千二百円に一人を除いた分、つまり扶養親族一人について四千八百円を加算するわけでございます。

○大橋和孝君 それから、いま衆議院で修正されましただし書きのところですが、これは詳しく一べん説明してもらいたいのですが、ひと

つ局長のほうから説明してください。

○政府委員(武藤一 郎君) 今回の修正につきましては先ほど御説明があったわけでござい

ますが、現在この法律では、故意、重過失によつて死亡または疾病にかつた場合には年金が支給されないようになつております。しかしながら、そういう場合にはも支給をするということがこの五条の本文になるわけでござい

ます。ただし書きで、当該死亡が大赦令に該当している罪以外の罪―大赦令では、敵前逃亡でありますとか、上官抗命でありますとか、いわゆる軍隊特有の罪について大赦令が適用になっておりますが、それ以外の罪、すなわち殺人その他の破廉恥罪等については大赦令になつていないわけでござい

ます。したがって、そういう破廉恥罪に關係した者であることがはつきりわかつてゐるもの、それからそういうこととに關連しているかどうか非常に明らかでないという場合には援護審査会がそれぞれ決定いたしまして、そういう者以外に全部救うということがこの五条改正の趣旨でござい

ます。すけれども、できるだけ早くという非常に抽象的なお答えであります。いまおっしゃられたように、その恩恵を受ける対象の方は非常に待ち遠しい、これはもう当然人情的に申し上げましてもさうだろうと思ひます。ただ、いま非常に抽象的に申し上げたことは、まあ立証が非常に困難であるという条件を踏まえての御答弁であらうと思ひます。さうしたことも十分御配慮なさつて、できるだけ早くというお考えで進めておられるであらうと思ひますが、やはりある一定のめどをつけて解決の方向へ持つていくことがこれにはやはり政治の光を当

て、できるだけ審査は急ぐようにお願いしたい、かように考えております。

○渋谷邦彦君 関連です。それからこれでおしるしにしますけれども、できるだけ早くという非常に抽象的なお答えであります。いまおっしゃられたように、その恩恵を受ける対象の方は非常に待ち遠しい、これはもう当然人情的に申し上げましてもさうだろうと思ひます。ただ、いま非常に抽象的に申し上げたことは、まあ立証が非常に困難であるという条件を踏まえての御答弁であらうと思ひます。さうしたことも十分御配慮なさつて、できるだけ早くというお考えで進めておられるであらうと思ひますが、やはりある一定のめどをつけて解決の方向へ持つていくことがこれにはやはり政治の光を当

てるといふことになりはしまいか。これは平均どのくらいかかっておりますか。内容によつても、それぞれの個人個人の差がありましようし、立証が非常に困難であるいは非常に容易であるといふことによつても、一がいには言えないかも知れませんけれども、平均認定が完了するまではどのくらいの時日を要しているのをごさいますようか。

○政府委員(武藤一郎君) 御質問の点は、今度改正にならうと思つておる部分だと思ひますが、この点につきましても、将来の問題でございしますが、いままでの例であります、一般的なものは大体三月月くらいかかっております。この第五條の改正によりまして、これは十月からこの問題が適用になるわけでございしますが、十月におきましてこの権利があるかどうかという証明を出していただいて、それから審査に入るわけでございしますが、いままで故意、重過失であるといふことで大部分の者ははつきりした事由でアウトになっております。したがって、大部分の者は資料がかなりそろつてゐるようでございますので、むづかしい事案のわりには比較的早く解決がつくのではないか。もちろんいろいろボーダーライン等の者でやつかいなるものはいろいろ審理に時日を要するだらう、かように考えます。

○大橋和孝君 いまの質問の中にありました問題、私もその方面について聞きたいと思つておりましたが、だいたひ説明がありましたので承りました。特にいまお話を承りましたように、こうした今度の恩恵を受けられるという方たちの考へ方は非常に切実なものであると思ふのです、相当長い間たつてゐるのですから。三月月とか、いろいろそれは困難な場合はありましようけれども、こういうものをもう少し前向きに処理ができるような何か具体的な標準とか、あるいはまた、そういう考へ方をもう少し先行させて、十月の段階で徐々にそういうことを始めるのじやなくして、それまでの間にそういうことが着々と進められるようなことを考へてもらふことがこういう法

を運営する上においては非常にあたたいものとして必要じゃないかと思ひますので、ことにそういうことを要望しておきたいと思ひます。大臣ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

それからもう一点は、未婚遺族留守家族の援護法の対象でありますけれども、これはこの対象とは少し性格は違ひますけれども、まだ現在非常な生活に困窮してゐる日本の婦人が南鮮に何百おられるといふことです。こういうのを調べてみますと、二百四十五人もあるといふ、この間何か報告を見たわけではあります、こういうような姿は、留守家族の援護法の対象からいふと、ちよつとあるいは性格が異なつておるではありましようけれども、しかし、生活には非常に困窮をしながらまだ日本の婦人が南鮮にたくさんおられる。こういう婦人たちに對する援護は一体どのようにやつていくのがいいのか、こういうことについては援護の立場からどうお考へになつてゐるかひとつこれを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(武藤一郎君) 南鮮の二、三の地域にそういう困窮されておられる方がおられます。ことにつきましては、先生御指摘のとおりでございます。この問題につきましては、厚生省としましていろいろな心配いたしました、昨年、機会を得まして担当の課長を実情調査にやつたわけでございします。この点は、実は外務省がこの問題を第一次的に扱つておられますので、私のほうとしましてはなかなかむづかしいわけでございしますけれども、実情をお聞きいたしますと、いわゆる出国の手続等につきましていろいろ困窮されておられる、京城以外におられる方がなかなかさういふ手続に困つておられるといふことでございします。で、外務省ともよく連絡しまして、こういう点につきましては促進方をはかるようにいたしたい、かように考へております。もちろん引き揚げがきまりまして、当然これは国内に移りますれば、厚生省の手でいろいろ万全な処置をいたしたい、かように考へております。

○大橋和孝君 これは、私聞いたところでは、非常に日本人が困つておられるわけですね。こういう問題も、結局、いまお話を承りましても、外務省の問題だと、また、厚生省は、それが来たら援護をするのだ、こういうことですけれども、やはりさういふことであれば事は運ばないのです、ことにこの問題は、もちろん外務省も通してやつてもらわなければならぬでありましようけれども、伝えられるところによると、非常に苦しい状態におられるわけですね、同じ日本人が。こういう問題については、私は、よほど政治的にも、あるいはまた、各省の関係もある程度統一をして、こういうふうな何とか救済すべき方々を前に向けて進ましていくような方法を講じなければならぬと思ひますので、この点についてはひとつ大臣で、事務的なレベル以外にもつと政治的なレベルでどういふものも処理していただく方法を考へていただかないと、なかなか外務省にまかしておいて、そしてこちらへ帰還するビザがおりるかどうかといふことを待つておつてもたいへんだらう。また、實際調査してどういふふうになつてゐるかといふことも、なかなかむづかしいらしいのですが、さういふ困難しておられる日本の婦人がおることだけは事實なんです、これをどういふふうにして処理するか、前向きにどうしたらいいかといふことはもう少し何か考へていただかなければならぬのじやないかと思ふのですが、このところのお考へ方をちよつと聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) そういふ婦人の方々がおられますことが私のほうの耳にも入つておりまして、これは国内におつて同じような状態にある場合には、日本の法域にありまされたためにいろいろ援護も手も伸びるわけでございしますけれども、現状がこれらの外地におられる婦人については手が伸びていないといふことは、これは同じ日本人に對して非常に気の毒である、お話のとおりでございます。これは私も、何らかこれに對して措置を講じなければならぬことは、おっしゃると

おりでございますので、措置、方法等につきましてはもちろんいろいろ考へて、さらに前向きで考へてみたいと思ふ次第でございます。

○大橋和孝君 じゃ、もうちよつと、一、二点だけ。衆議院で附帯決議が出ていました事柄について、こちらのほうでひとつ一、二だけお考へを尋ねておきたいと思ひます。

一番問題となりますのは、附帯決議に出ておりますように、非常に経済状態がよくなつておるのに最低基準の引き上げが行なわれない、公平な援護措置が行なわれない、すつと引き上げてもらいたいという御意向が出ておるわけでありますが、ことに戦没者の遺族なんか非常に老齢化されてゐる現状から考へますと、この老齢者及び妻の待遇措置は、これはだんだん改良はされてゐるもの、もつと抜本的にされる必要があると思ひます。それで、おそろく附帯決議ができたと思ひますので、さういふ点については、私は、附帯決議の要望されてゐることを二度要望するやうな形になりますけれども、参議院の段階でこれを見ても、ときには、もつとやはり大臣はじめ各局のこれに對する前向きの積極的な考へなんかもだして、おきたいと思ふわけでございまして、附帯決議がついておればそれでいいのだといふことではなくして、これについては一体どういふやうな考へ方を持っておられるかといふこと、これが第一点。それから第二点は、先ほど来質疑をしておりまして、ここにも附帯決議に出ておりますけれども、未婚遺族の調査なんかもなかなかうまくできていないのが現状でありますから、こういうものを把握するために一体どういふやうな前向きの姿勢でおられるかといふ点。これも第二点として、いわゆる附帯決議に對するお考へ方の決意のほどを、一、二聞いておきたいと思ひます。

それから、動員学徒の遺族の問題もありますけれども、特に動員学徒とか、準軍属なんかの処遇ですね。これはどうしても差をつけたいやうに――差があつても非常に少なくすることが要望されてゐるのですけれども、これについてのひとつ

お考えの方、これはもう非常に大事な附帯決議がついていて、この決議に対しては、ひと十分お考えの方を聞いておきたい。こういうふうに思います。

それから、いまの加給の問題ですが、質問いたしましたこの問題もここで附帯決議になっているのでありますが、この障害年金及びその加給についてのいろいろ改善がされなければならぬ。こういう点についても、ひとつ前向きにとらされるかというようにも聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 遺族の老齢化の問題につきましては、本年度、遺族相談員というものを、これは予算上でございますが、設置いたしまして、年とつた方が精神的な面で非常に御苦労がある、あるいは悩みがあられるということにつきまして、いろいろあたたい手を差し伸べたい、こういうことで、遺族相談員等も、十分ではございませんけれども設置をいたしまして、努力をいたしたわけでございます。今後とも、こういう老齢化の問題につきましては、さらに年金額の引き上げ等につきましても努力をいたしたい、かように思います。

未帰還者の問題につきましては、先ほど簡単に御説明いたしましたけれども、やはりこの関係者の方々は非常に不安定な状態でありまして、早急に新しい資料あるいは外交ルートを通じて、この不安定な状況を早く解消すべきであるという方向でさらに努力をいたしたい。かように考えておるわけでございます。

それから、勤労学徒等の問題につきましては、私もとしましては、逐次改善をしたつもりでございますけれども、さらに、御要望でございますので、努力をいたしたい、かように思います。

それから、戦傷病者の障害年金加給の問題でございますが、この問題は、本年度もいろいろ改善が行なわれたわけでございますけれども、さらに、その置かれた特殊の地位にかんがみまして、障害年金の増額あるいはその他の措置につきま

ても十分な努力をいたしたいと、かように考えます。

○大橋和孝君 最後の一つ。いまおっしゃいました遺族の相談員というのは、一体何人くらい置いておられるか。その待遇はどういうふうになっておるのですか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 本年度の予算で初めて認められたわけでございまして、五百三十四人の措置が認められております。待遇は、戦傷病者の相談員と同じように、月五百円の謝金を差し上げるというふうなことでございまして、

○徳永正利君 もうだいぶん質疑も尽きましたから、私は、重複を避けまして、二、三の点についてお尋ねし、御要望申し上げたいと存じます。

先ほどの厚生大臣の、国家補償の立場から、あるいはまた、社会保障の立場からいろいろな面でこれをカバーしていかなければならぬというお説、ごもっともだと思ひます。特に子供のいない未亡人がたくさんおられるわけなんです、戦争で未亡人になつた者が、この人たちはまだ若いと思ひつゝ、実は、ところが、年にも五十、六十近くになりましてね。いまはまだ働けるのです。何とかかんとかいって、たくわえもないし、いろいろなことでやっておりますが、これがもう五、六年たちまして自分のからだは働けぬと気がついたときは、がつくりいつてしまつて、これは養老院に行く以外にはか行く道がない、子供がおりませんから。それで、いま支給されていることが将来どのくらい増額になりますか——なりまして、

養老院に入るだけの額は、公務扶助料、援護法の年金ではとても私は手に負えないと思ひます。それからまた、この間も、私のところへ、暮れになると、もちを送つてきてくれたおじいさんがおられるのですが、おじいさんが八十一でおばさんが八十四です。おばさんのほうが四つ年上ですが、この人たちは一人もむすこがおられないのです。一人むすこが戦争にとられちゃつて、戦争で亡くなりまして、いままでがんばつてきた。それで、その若いほうの八十一のおじいさんが床について

おつたのです。ところが、介抱しているおばさんのほうが庭でころんでけがをして、これが動きがとれぬことになつてしまつた。で、いままで介抱していたその一軒の家に住むことができなくなつて、この間私が下関のそういう福祉施設にお願ひして、いまはばらばらに暮らしておりますけれども、これは、もとをたせば、やはり一人むすこが戦争で亡くなつてゐるわけなんです。ですから、おまえはもう生活保護に落ちていけと、医療扶助をもらえと、こう割り切つてしまえば、それ

も一つの考えかも知れませんが、私は、どうしてもそこが割り切れないわけなんです。原因は、生き長らえてゐるわれわれのために死んでいったむすこがおればそういうこともないだろうと思ひます。それがおそれ、併給の加給とそれから扶養加給を合せて、今度増額になりました十七、八万円だろうと思ひます。夫婦で。そういうことでございまして、これはまあ悲惨な一つの例でございまして、これは社会保障の面からも、そういうような医療の面、あるいはまた、その養老院といふ面、老人ホームといふ面、そういうような面も、ただ援護局にまかしておくとだけじゃなくて、ひとつ十分お考えを願ひたいと思ひます。

それからもう一つ。先ほどの大橋さんの御意見の中で援護局長が答弁されたのですけれども、私は非常に気になることが一つあるのです。それは、いまここへ持つてこさせたのですが、臨時召集令状、これがいわゆる赤紙といふやつです。援護局長、ごらんになったことございますか。裏のほうも全部お読みになったことあると思ひますが、これを読みますと、これは全部命令になっているのです。宿泊所まで指定してゐるわけなんです。これを持つて部隊に來い、そしてその晩は、その部隊の「憲兵、警察官吏ニツキ承知シ指定ノ宿舎ニ宿泊スベシ」と。いま入管途上ということはいまのところ考えておりませんと、懇談会で非常にくずくしうございましておつしやいますけれども、ちゃんとその前の晩に泊まる宿屋

まで指定してゐるのです、憲兵とか警察官によつて。だから、「応召員又ハ応召員ニ代リ令状ヲ受領シタル者正當ノ理由ナクシテ前諸項ノ心得ニ背キ其ノ手続ヲ為サザルトキハ」罰を食ふすといつて、罰則までつけてゐるわけです。それが、その門を入らなければおまえさん方だめだということにいまの法律ではなつてゐるわけなんです。ですから、その辺は、援護懇談会もさることながら、ひとつ厚生省も腹をきめて、もうそろそろお考えいただくなければいかぬ時期と思ひます。

いくさが終つたときに五十歳のおとろさん、おかあさん方は、いま生きておつても七十五歳でございまして、私が申し上げるまでもなく、ほとんどの人が八十歳近くになつてゐるわけなんです。もう余命幾ばくもないという方々でございまして、いろいろな先ほど私が申し上げたことにつきましても、私も今後党内において努力をいたしますけれども、どうかひとつ大臣におかれまして、十分ひとつ省内において検討するように御配慮をお願いいたしたいと存じます。それから、まあ言ひたいことはたくさんございまして、私は、おまえたちはもう扶助料を上げるとかあるいは年金を上げるとか言つても、なかなかその生活がで

きるまで追いつけるというのはいへんと思ひます。言うべくしてなかなか困難な問題があると思ひます。それならば、おまえたちが年をとつてどうにもならぬときには、やむを得ず生活保護法に落ちると、こういうことは何とか避けてやりたい、また避けるのが国のために亡くなつた方々に対する国としての態度でなければならぬと思ひます。ですから、こういうことにつきましても、格段のひとつ御配慮をいただきますようにお願いしまして、大臣の所見をちよつとお伺ひいたしたいと存じます。

○国務大臣(内田常雄君) 徳永先生がおつしやられることは、私もよくししと胸に迫る、また理解ができる事柄でございまして。しかるに、今日までこれがなかなか思うとおりにまいつていないという事態もどうか御承知の上、私もできる限り

の努力をいたしますけれども、ここでよろしい、一挙にひとつ解決いたしますとも私が言い切れない面もございますけれども、これは、私は前向きでひとつできる限りの努力をいたしますことをここに申し述べさせていただきます次第でございます。

○委員長(佐野芳雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐野芳雄君) 速記を起して。

○渋谷邦彦君 私がお尋ねしたいことは、過去十回にわたって一部改正の法律案が上程されるたびにございましては審議の対象になったものであるかもしれません。しかし、再確認の意味を込めてお尋ねしたいと思っております。

先ほど来からいろいろと熱心な審議が続けられておりますが、申すまでもなく、戦後二十五年、特にこの戦傷病者に対する国民的な感覚というものがだんだん薄れてまいりました。もうむしろ社会の奥すみに置き忘れられてしまひはしないかという、そういう感覚すらもございまして、それだけに国としてあたたい手を差し伸べて差し上げる当然の義務があらうと、それが責務であらうと、こういうふうに感ずるわけでございまして、そこで、私は、いまお金の問題について種々出ましたので、少々趣を変えた角度でお伺いをいたしたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 私は、在宅のほうも伺ったわけですから、戦傷病者の療養給付、いわゆる療養をなさっている方につきましては、お手当を差し上げているわけでございまして、その方の合計は五千九百人でございまして、入院をなさっている方は二千六百六十一人、入院外が三千八百十三人、計五千九百七十四人でございまして、

○渋谷邦彦君 私は、在宅のほうも伺ったわけですから、戦傷病者の療養給付、いわゆる療養をなさっている方につきましては、お手当を差し上げているわけでございまして、その方の合計は五千九百人でございまして、入院をなさっている方は二千六百六十一人、入院外が三千八百十三人、計五千九百七十四人でございまして、

○政府委員(武藤瑞一郎君) いまの数字で、入院以外の方が在宅と考へられますが、三千八百十三人でございまして、

○渋谷邦彦君 私も若干この戦傷病者の方を存じ上げております。特に在宅で療養されておられる方々、それは申すまでもなく、局長自身もそういう家庭を訪問されたこともございまして、非常ににかわいそうなんです、環境は、そういう病人をかかえておるために家庭の中が非常に暗い、未来にも希望を失っているというふうな傾向が非常に多いわけでありまして、それは、一つは病気がなおるのかおらぬのか、あるいは不具廃疾であつ

○政府委員(武藤瑞一郎君) ただいま御質問の、どういう職業についておられるかということにつ

きましては、現在資料はございせんので、後ほど調べてわかりましたら御連絡したいと思ひます。ただ、その戦傷病者の実態を御説明いたしますと、十三万人ございまして、視覚障害者おられる方が一万三千人、それから聴覚に障害のある方は五千人、言語障害のある方は千四百人、肢体不自由の關係が七万七千人、中枢神経の機能障害が三千人、その他が二万九千人、いま言いました数字は概略でございまして、合計十三万人でございまして、

○渋谷邦彦君 ただいまの御答弁でございまして、しろうと目から見ても、重症患者が非常に多い。いわゆる身体不自由者が七万七千人ということであるようでございまして、こうした方々は、現在どういふ療養を続けておられるのか、在宅なのか、それとも一定の病院で今日まで療養を続けておられるのか、その点はどういふようになつておりますか。

○政府委員(武藤瑞一郎君) 戦傷病者の療養給付、いわゆる療養をなさっている方につきましては、お手当を差し上げているわけでございまして、その方の合計は五千九百人でございまして、入院をなさっている方は二千六百六十一人、入院外が三千八百十三人、計五千九百七十四人でございまして、

○渋谷邦彦君 私は、在宅のほうも伺ったわけですから、戦傷病者の療養給付、いわゆる療養をなさっている方につきましては、お手当を差し上げているわけでございまして、その方の合計は五千九百人でございまして、入院をなさっている方は二千六百六十一人、入院外が三千八百十三人、計五千九百七十四人でございまして、

○政府委員(武藤瑞一郎君) いまの数字で、入院以外の方が在宅と考へられますが、三千八百十三人でございまして、

○渋谷邦彦君 私も若干この戦傷病者の方を存じ上げております。特に在宅で療養されておられる方々、それは申すまでもなく、局長自身もそういう家庭を訪問されたこともございまして、非常ににかわいそうなんです、環境は、そういう病人をかかえておるために家庭の中が非常に暗い、未来にも希望を失っているというふうな傾向が非常に多いわけでありまして、それは、一つは病気がなおるのかおらぬのか、あるいは不具廃疾であつ

○政府委員(武藤瑞一郎君) ただいま御質問の、どういう職業についておられるかということにつ

ても生活能力がどうなのか、いろいろそういう要因があるかと私は思ひます。そこに非常に疑問に思ひますことは、先ほどの年はとも生活保護法の適用は受けたくない、そういう名譽といひますか、態度といひますか、というものを保持しておられる方が、ほとんどではなからうかということを考へてみた場合に、国として、この戦傷病者として現在療養されている方々を特定といひますか、そういう病院に収容なさつて、この病院は過去に倒れて戦争によって不幸にも傷を受けられた、病に倒れた方々を収容する病院であるといふことになれば、精神的にもたいへん、何といひますか、誇りを持ち続けながら療養ができるのじやないか、また家族の方々の心理的な面を考へてみれば、場合でも、そういう病院に置かれてる家族の方も安心して働かす、こういうふうになるのではなからうか、個人的にそういうふうに思ふ場合がございまして、そういうふうなことにいひまして、いままでどんな御配慮があつたのでございまして、

○政府委員(武藤瑞一郎君) 現にお医者さんにかかつておられるような方々につきましては、先ほど数字をあげて御説明をいたしました、私どもは、全国で今度九百人に増員になります、そういう方々を通じていろいろそういう方々の相談をやつていくわけにございまして、したがって、そういう身辺におられる方からそういう御希望があらうすれば、私どもとしては、御本人のいろいろの希望なり何なりを市、または県当局で十分聞きまして、できるだけのことを行つておるつもりでございまして、

○渋谷邦彦君 戦前は、御承知のとおり、陸軍病院とか、海軍病院といふものがあつたわけにございまして、戦後、それが国立病院に変わったわけにございまして、いま私が申し上げていることは、そういう、国立の病院に一つの特定制と申しますか、その方に限つて終生安心して治療ができる、そういう施設があるのかないのか、ま

た、そういうことを考へになったことが過去にない、そういうことを考へたことが過去にない、そういうことを考へたことが過去にない、

○政府委員(武藤瑞一郎君) 戦傷病者の病院につきましては、指定医療機関制度をとつておられるわけでございまして、現在でも指定医療機関とその他の病院に分けますと、大体五分五分あるいはやや指定医療機関のほうが少ないわけにございまして、この点につきましては、指定医療機関のベッドその他の關係、あるいは入院外につきましては、いろいろ指定医療機関の場所等によりまして御希望がかなえられないというふうなこともございまして、なるべく指定医療機関、これは大半は、御指摘のように、国立関係でございまして、こういう国立病院に御希望の方はかかることができれば、いろいろな指導をしてまいりたい、かように考へます。

○渋谷邦彦君 とかく、いままでこの国立病院は、まあ最近だといふ改善されてまいりましたけれども、私の見る限りにおきましては、東京をはじめとして建物それ自体もたいへん古いといふものもございまして、施設そのものが、これが国立かその權威を失わしめるような状態のまま、現在もそういうような病院があると、やはり気分的に申しまして、そういうところから収容されている患者の立場を考へると、早く出たい、出たいけれどもお金がない、何とかもつといふ病院にはいれないものかといふようなやほり不満——まあ不満も言えない、そういう環境のもとで治療を続けておられるということも十分考へられると私思ひます。それは確かに予算等のこともございまして、一挙に日本全国にそういう設備の整つた、また明るい病院施設といふものは、言うべくしてなかなかたいへんだらうとは思ひますけれども、できるだけやほりやういふようなところ、本人の希望等十分にしんしゃくしながら最後の最後までその方が亡くなるまで国として見届けてあげられるというところまでやほり治療その他に

た、そういうことを考へたことが過去にない、そういうことを考へたことが過去にない、そういうことを考へたことが過去にない、

た、そういうことを考へたことが過去にない、そういうことを考へたことが過去にない、そういうことを考へたことが過去にない、

万全を期していくためには、その辺にも十分な心づかいというものが必要ではないだろうか、こう思いますけれども、現状はどうなっておりますか。

○政府委員(武藤一太郎君) 国立病院のいろいろな改善につきましては、関係部局で努力をしていくわけでございます。ただいま先生の御指摘の希望するところに入れるかという点につきましては、私どもとしては、最大の努力を払っているつもりでございますけれども、御本人の実家といえますか、おられるところの近くのやはり病院に、家族との関係あるいは友人その他の関係等で希望される向きがございまして、なかなか思うようにございましては、実情としては、なかなか思いうるにベッド数あるいは近くにそういう病院がないというところで、やむなく一般医療機関にお入りになつていらっしゃるようでありまして、そういう点につきましては、できるだけ御本人の御希望にございまして、相談員等を通じて、いろいろ御希望をかなえてあげるようにいたしたいと、かように考えます。

○渋谷邦彦君 いまお話しくださいました方向に向かつて、できるだけひとつあたたい手を差し伸べていただきたいと、こう御要望申し上げておきたいと思ひます。

ただ、先ほどその相談員の問題が出ましたけれども、委嘱されるのはどこでございまして、おそらく厚生省で委嘱されるわけでございましょう。一カ月五百円というものはいかがなものかと思ひます。そこでございまして、それも、もちろんれっきとした職業をお持ちになつていらっしゃる方、特に町内の有力者であるとか、そういう方々にお願ひをするんであらうと私思ひます。やはり現在のいろいろな経済情勢というものを十分にお考えになれば、五百円というものはいかがなものか。この点については、当局として、あるいは現在すぐには申さなくても、将来においては考慮の余地を残してないかというところは、いかがでしょう。

○政府委員(武藤一太郎君) 相談員の謝金の問題

でございますが、現行では、私ども十分とは考えておりませんけれども、他の相談員の手当等との比較からして現在定められているわけでございまして、この点につきましては、さらに改善について最大の努力をいたしたいと、かように考えます。

○渋谷邦彦君 最後に、よく不満を聞く話の一つに、旅行をする場合料金は要りませんよ。ただ、その手続が非常にやかましいというのを聞いております。御本人たちも何かこうやつかい者のように見られるというのはいはれ病といひがた。したがって、明らかに戦傷あるいは戦病といふことがわかる証明を持って、それさえ提示すれば簡単に無償の証明がもらえたりするやうな仕組みにしてもらえないものだろうかというふうに聞くことがございまして、その点はどうかと思ひます。

○政府委員(武藤一太郎君) 御指摘のやうないろいろ御希望があり、実態がございまして、現在では、各都道府県で、年度当初にそれぞれの必要枚数を、つまり乗車券の引きかえ証を御本人に交付しているわけでございまして、この引きかえ証を持って手帳とともに駅の窓口で乗車券を受領するということになつてございまして、手続は、現在ではさほど複雑にはなつていないと、かように考えておりますが、なお府県等いろいろな各人にお渡しする際のいろいろの、何といひますか、敏感にお渡しするとか、あるいは御希望される枚数、あるいはいはゆるお渡しする基準との関係とか、これは御本人に御不満があるかと思ひますが、その点については、今後ともいろいろ実情を考慮しまして改善につとめたいと、かように考えます。

○渋谷邦彦君 こういふ立場の方々は、いまさら言うまでもないことなんです、ちよつとしたささいなことでも、御存じのとおり、気にするわけでございまして。冒頭に申し上げましたように、やはりせつかく援護局という一つの部局もあり、援護法という一つの法律もある、それによつて少しでも前向きにこういふ方々を援助してあげよう

という法の精神に照らしても、具体的ないろいろな問題が起つたときに、そういう方々がいやな思ひをしないで済む、こういうあたたい心づかいを常にやはりやつていただきたいものだといふふうに思ひます。いま、私が申し上げたことは、現実に最近あったことに徴して申し上げておること、で、全然ないことをただ抽象的に申し上げておるわけではございません。なるほどなどというふうに感じましたのでお尋ねをしたわけでございまして、どうかくれぐれも、今後ともまだまだやはり全面的に解消されるまでは相当のこれから年月がかかるであらうと思ひますし、それだけにどうか社会のすみっこに置かれて忘れられていくやうな存在にならないように、当局としても、鋭意努力をしていただきたいという御要望を申し上げて私の質問を終わります。

○委員長(佐野芳雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐野芳雄君) 速記起として。

午後三時四十二分休憩

午後三時四十九分開会

○委員長(佐野芳雄君) 社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願ひます。——他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野芳雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大橋和孝君 私はただいま可決されました法律案に対し付帯決議案を提出いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議案
政府は次の事項について、格段の努力を払うべきである。

一、戦後二十五年を経過した今日、なお戦争犠牲者で未処遇のものについては、早急に解決をはかり、なお、そのための予算確保について一層の努力をすること。

一、受給者の老令化に対処するための施策について検討すること。

一、動員学徒等準軍風の処遇について、軍人軍属との格差をさらに縮小すること。

一、未帰還者の調査及び遺骨収集を積極的に推進すること。

一、戦傷病者に対する障害年金及びその加給について改善につとめること。

右決議す。

以上であります。

○委員長(佐野芳雄君) ただいま提出されました大橋和孝君提出の付帯決議案を議題といたします。

大橋和孝君提出の付帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐野芳雄君) 全会一致と認めます。よつて、大橋和孝君提出の付帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、國務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。内田厚生大臣。

○國務大臣(内田常雄君) ただいま本法律案につきまして、全会一致の御決定をいただいておりますことにありがとうございます。

御決議にあたりました諸事項につきましては、その趣旨に沿って十分努力いたす所存でございます。

○委員長(佐野芳雄君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、家内労働法案(小平芳平君外一名発議)

一、最低賃金法案(渋谷邦彦君外一名発議)

一、母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名発議)

一、社会保障基本法案(多田省吾君外一名発議)

家内労働法案

家内労働法

(目的)

第一条 この法律は、家内労働者の工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件の基準等を定め、もつて家内労働者の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、付属品若しくは原材料とする物品の製造又は

その物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体(以下「加工等」という。)を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその売渡しを受けた者から次に掲げる物品を買い受けることを約すること。

イ 売渡しを受けた者が、当該物品を部品、付属品若しくは原材料として製造した物品を売渡しを受けた者が、当該物品に加工等をした物品

この法律で「委託者」とは、次に掲げる者をいう。

一 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であつて、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、付属品又は原材料を含む。)又はその業務のために使用し、若しくは消費する物品について委託をするもの

二 前号に規定する者のために行為をする者の者

3 この法律で「家内労働者」とは、委託者の委託により、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用していないものをいう。

4 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一項第一号の委託の場合において物品の製造又は加工等の対価として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第一項第二号の委託の場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の部品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

第三条 家内労働の条件は、家内労働者と委託者が対等の立場において決定されなければならない。

(均等待遇)

第四条 委託者は、家内労働者の国籍、信条、性別又は社会的身分を理由として、工賃その他の家内労働の条件について、差別的取扱いをしてはならない。

(家内労働の条件の明示等)

第五条 委託者は、家内労働者に委託をする場合には、労働省令で定めるところにより、家内労働者の工賃、最低工賃額(第十三条第二項の規定により決定された最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)その他の事項を、家内労働者手帳に記入して、明示しなければならない。

2 前項の規定によつて明示された家内労働の条件が事実と相違する場合においては、家内労働者は、直ちに委託の契約を解除することができる。

(家内労働者手帳)

第六条 労働大臣は、家内労働者に対し家内労働者手帳を交付するものとする。

2 家内労働者手帳に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(委託關係の終了の予告)

第七条 委託者は、家内労働者との委託關係を終了させようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。ただし、事業の継続が不可能となつた場合又は家内労働者の責に帰すべき理由に基づいて委託關係を終了させる場合においては、この限りでない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する家内労働者については適用しない。ただし、第一号に該当する者が一月をこえて引き続き委託をされるに至つた場合又は第二号に該当する者が所定の期間をこえて引き続き委託をされるに至つた場合においては、この限りでない。

一 一日委託をされる者

二 二月以内の期間を定めて委託をされる者

(委託の制限)

第八条 委託者は、家内労働者が一日について八時間、一週間について六日をこえてその委託に係る物品の製造又は加工等に従事することとなる委託をしてはならない。

第九条 委託者は、労働省令で定める危険又は有害な業務に家内労働者がつくこととなる委託をしてはならない。

2 前項の労働省令を定めるにあつては、中央家内労働審議会の意見をきかなければならない。

第十条 委託者は、十五歳に満たない児童に家内労働者として委託をしてはならない。

(産前産後)

第十一条 委託者は、六週間以内に出産する予定である家内労働者又は産後六週間を経過しない家内労働者が休業した場合においては、休業したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(工賃の支払)

第十二条 工賃は、通貨で、直接家内労働者に、その全額を支払わなければならない。

2 工賃は、七日以内ごとに一回、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、七日をこえる期間を要する製造又は加工等に係る工賃で労働省令で定めるものについては、この限りでない。

(最低工賃)

第十三条 委託者は、家内労働者に委託をしようとする場合には、あらかじめ、当該家内労働者の居住地を管轄する都道府県労働基準局長に対し、当該家内労働者への当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低工賃を決定すべきことを申請しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該最低工賃を決定しなければならない。

3 最低賃金は、最低賃金法（昭和四十五年法律第 号）の規定による最低賃金との均衡を考慮して定めなければならない。

4 委託者が家内労働者に委託をしようとする場合には、委託をしようとする物品の製造又は加工等が、当該委託者が第一項の規定によりすでに申請に係る物品の製造又は加工等と同一のものであるときは、同項の規定は適用しない。ただし、当該家内労働者が当該都道府県労働基準局の管轄区域外に居住している場合その他労働省令で定める場合は、この限りでない。

5 前項本文の場合には、すでに申請に係る物品の製造又は加工等について決定した最低賃金をもつて、当該委託をしようとする物品の製造又は加工等についての最低賃金とする。

6 第一項の規定は、委託者が同項の申請に係る最低賃金が決定される以前に家内労働者に当該申請に係る委託をすることを妨げるものではない。

7 第二項の規定により決定した最低賃金は、第一項の規定による申請のあつた日から効力を有する。

8 都道府県労働基準局長は、第二項の規定により決定した最低賃金について必要があると認めるときは、その改正の決定をすることができ

9 第二項の規定は、前項の決定をする場合に準用する。

第十四条 委託者は、家内労働者に対し、委託をした物品の製造又は加工等についての最低賃金額以上の工賃を支払わなければならない。

2 家内労働者と委託者との間の委託の契約で当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低賃金額に達しない工賃を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、当該最低賃金と同様

の定めをしたものとみなす。

（危害の防止）

第十五条 委託者は、家内労働者に委託をする場合には、委託者が譲渡し、貸与し、又は提供する機械、器具その他の設備又は原材料による危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、危険防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

3 委託者が第一項の規定によつて講ずべき措置の基準及び家内労働者が前項の規定によつて遵守すべき事項は、労働省令で定める。

4 第九條第二項の規定は、前項の労働省令を定める場合に準用する。

第十六条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、委託者が前条第三項の規定により定められた基準に違反する場合においては、労働省令で定めるところにより、委託者に対して必要な事項を命ずることができ

（安全衛生教育）

第十七条 委託者は、家内労働者に委託をした場合においては、その家内労働者に対して、当該委託に係る物品の製造又は加工等に關し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

（帳簿の備付け）

第十八条 委託者は、労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者に關し、その氏名、工賃、最低賃金その他の事項を記入した帳簿を営業所に備え付けて置かなければなら

第十九条 労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に

じて、家内労働者に關する重要事項を調査審議

し、及びこれらに關し必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議すること

3 家内労働審議会は、政令の定めるところにより、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 委員は、政令の定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

5 前四項に定めるもののほか、家内労働審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

（監督組織）

第二十条 労働省、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

2 家内労働監督官の資格及び任免に關する事項は、政令で定める。

3 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十九条第四項に規定する労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第二十一条 労働基準局長は労働大臣の、都道府県労働基準局長は労働基準局長の、労働基準監督

監督長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の最低賃金並びに工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件に係るこの法律の規定の施行に關する事項をつかさどり、所属の家内労働監督官を指揮監督する。

（労働基準法の準用）

第二十二条 労働基準法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第二十三條の規定は委託者が家内労働者に委託をする場合について、第五十八條及び第五十九條の規定は家内労働者が未成年者である場合について、同法第一百條第一項及び第四項並びに第二百二條の規定は家内労働監督官の権限について、同法第二百四條第一項の規定は家内労働者について、同法第二百五條の規定は委託者について、同法第二百六條の規定は委託者又は家内労働者について、同法第二百七條の規定はこの法律の規定による工賃について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替へるものとす

第十六条	労働契約	委託の契約
第十七条	賃金	工賃
第十八条第一項	労働契約	委託の契約
第二十三条第一項	退職	委託關係の終了
第二十三条第二項	賃金	工賃
第五十八條	労働契約	委託の契約
第五十九條	賃金	工賃
第一百條第一項	使用者若しくは労働者	委託者若しくは家内労働者
第二百四條第一項	事業場	委託者
	労働基準監督官	家内労働監督官

第四百条第二項	労働者に対して解雇
第四百条	労働基準監督官
	家内労働者に対して委託の契約の解除
	家内労働監督官

(家内労働者組合等)

第二十三条 工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件につき、委託者と交渉するために家内労働者が組織する家内労働者組合については、別に法律で定める。

第二十四条 委託者と家内労働者との家内労働関係の調整については、別に法律で定める。

(省令への委任)
第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(罰則)
第二十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第四条、第七條第一項、第九條、第十條、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に違反した者

二 第十六條の規定による命令に違反した者

三 第二十二條において準用する労働基準法第十六條、第十七條、第十八條第一項又は第二百七條 次各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項、第十二條又は第十八條の規定に違反した者

二 第二十二條において準用する労働基準法第二十三條、第五十八條第一項、第五十九條又は第六十五條の規定に違反した者

三 第二十二條において準用する労働基準法第一百條第一項又は第四項の規定による臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、尋問に対して陳述をせず、若しくは偽りの陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は偽りの記載をした帳簿書類の提出をした者

四 第二十二條において準用する労働基準法第一百條の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は出頭しなかつた者

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
一 この法律は、最低賃金法の施行の日から施行する。ただし、第十九條の規定及び附則第十項中家内労働審議会に係る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
二 この法律の施行の際、現に家内労働者に委託をしている委託者は、この法律の施行の日から三十日以内に当該家内労働者の居住地を管轄する都道府県労働基準局長に対し、当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低工賃を決定すべきことを申請しなければならない。ただし、この法律の施行の日から三十日以内に委託関係の終了する委託者については、この限りでない。

三 第十三條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

四 第二項の規定によりした申請に係る物品の製造又は加工等は第十三條第一項の規定によりした申請に係る物品の製造又は加工等と、前二項の規定により決定された最低工賃は同條の規定により決定された最低工賃とみなす。

五 前項の最低工賃は、この法律の施行の日から三十日を経過した日から効力を有する。

六 第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

役又は五千円以下の罰金に処する。

七 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

八 旧最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号。以下「旧法」という。)第二十條第一項又は第三項の規定により決定された最低工賃で、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、この法律の施行の日から三十日間は、旧法の規定は、なおその効力を有する。

九 旧法の規定による最低工賃に關し、前項に規定する期間内にした行為に対するその期間の満了後における罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働省設置法の一部改正)
十 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十二號の三及び第三十二號の四を次のように改める。

第三十二號の三 家内労働法(昭和四十五年法律第 号)に基づいて、最低工賃及びその改正の決定をすること。

第三十二號の四 削除

第六條第一項第十四号中「給与」の下に「(家内労働者の工賃を含む。以下第十八号において同じ。)」を加える。

第八條第一項第九号を次のように改める。

九 家内労働者の工賃及び最低工賃に關すること。

第八條第一項第十四号中「最低賃金法(昭和四十五年法律第 号。最低賃金委員会の権限に關する規定を除く。)」の下に「家内労働法」を加え、同條第二項中「じん肺法」の下に「家内労働法(第十五條から第十七條までの規定に限る。)」を加え、同條第三項中「及び」を「並びに」に改め、「最低賃金法」の下に「及

び家内労働法(第十五條から第十七條までの規定を除く。)」を加える。

第十三條第一項の表中「家内労働審議会」を「中央家内労働審議会」に改め、同表の労働基準監督官分限審議会の項中「労働基準監督官」の下に「及び家内労働監督官」を加える。

第十五條第一項中「じん肺法(これに基づく命令を含む。)」の下に「家内労働法(これに基づく命令を含む。)」を加え、同條第二項第四号中「賃金」の下に「(家内労働者の工賃を含む。)」を加える。

第十六條第一項の表中「地方労働基準審

都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

「地方労働基準 都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。」

地方家内労働 都道府県労働基準局長の諮問に應じ、家内労働者に關する事項を調査審議すること。

に改める。

第十七條第一項中「じん肺法(これに基づく命令を含む。)」の下に「家内労働法(これに基づく命令を含む。)」を加える。

附則第三項を削り、第四項を第三項とする。

(社会保険労務士法の一部改正)
十一 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 家内労働法(昭和四十五年法律第 号)

この法律施行に要する経費は、平年度約九億六千万円の見込みである。

最低賃金法案
最低賃金法

(目的)

第一条 この法律は、最低の低廉なすべての労働者について、健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条から第十一条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいう。

(全国一律最低賃金)

第三条 中央最低賃金委員会は、基準生計費（十八歳の労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な最少限の生計費として中央最低賃金委員会が算定した経費をいう。以下同じ。）の全国平均を基準として、全国一律に最低賃金を決定するものとする。

2 中央最低賃金委員会は、毎年一回、基準生計費の算定を行なうものとする。

第四条 中央最低賃金委員会は、前条第二項の規定による算定の結果基準生計費の全国平均が、同条第一項に規定する最低賃金の決定又は改正の決定の基準となつた基準生計費の全国平均に比して、当該基準となつた基準生計費の全国平均の百分の五以上増加しているときは、これに比して当該最低賃金の改正の決定をしなければならない。

第五条 中央最低賃金委員会は、第三条第一項又は前条の規定による最低賃金の決定又は改正の決定をしたときは、すみやかにこれを労働大臣に通知しなければならない。

2 労働大臣は、前項の通知に係る最低賃金が適当でないと認めるときは、当該通知があつた日から起算して三十日以内に、理由を附して、中央最低賃金委員会に再審議を求めることができる。

3 中央最低賃金委員会は、前項の規定による再審議を求められたときは、当該最低賃金について改めて決定又は改正の決定をしなければならない。

4 第一項の規定は、前項の規定による中央最低賃金委員会の決定又は改正の決定については、適用しない。

(地域別最低賃金)

第六条 中央最低賃金委員会は、一定の地域における基準生計費が第三条第一項に規定する最低賃金の決定又は改正の決定の基準となつた基準生計費の全国平均に比して著しく高い場合において、同項に規定する最低賃金を適用することが不適当であると認めるときは、当該地域における基準生計費を基準として当該地域についての最低賃金の決定又は改正の決定をすることができる。

2 中央最低賃金委員会は、当該地域における基準生計費が、第三条第一項に規定する最低賃金の決定又は改正の決定の基準となつた基準生計費の全国平均以下となつた場合には、当該最低賃金の廃止の決定をするものとする。

3 第五条の規定は、第一項の規定による最低賃金の決定又は改正の決定に準用する。

(労働協約に基づく産業別最低賃金)

第七条 最低賃金委員会は、一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の大部分が賃金の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の大部分の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、当該地域内の同一

産業の事業場で使用される労働者の全部に適用する最低賃金を決定することができる。

2 最低賃金委員会は、前項に規定する最低賃金について、当該最低賃金の決定の例により、改正の決定又は廃止の決定をすることができる。

3 第一項の規定による最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

(最低賃金額)

第八条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間、日、週又は月によつて定めるものとする。

2 賃金が通常出来高払制その他の請負制で定められている場合であつて、前項の規定によることが不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、最低賃金委員会規則の定めるところにより、最低賃金額を定めることができる。

(公示及び発効)

第九条 中央最低賃金委員会は、第三条第一項若しくは第六条第一項の規定による最低賃金の決定又は第四条若しくは第六条第一項の規定による最低賃金の改正の決定をした場合において第五項第二項（第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による労働大臣の再審議の申し出がなかつたときは、すみやかに当該決定を公示しなければならない。

2 最低賃金委員会は、第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。）以下同じ。）若しくは第七条第一項の規定による最低賃金の決定、第五条第三項若しくは第七条第二項の規定による最低賃金の改正の決定又は第六条第二項若しくは第七条第二項の規定による最低賃金の廃止の決定をしたときは、すみやかに当該決定を公示しなければならない。

3 第三条第一項、第五条第三項、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定による最低賃金の決定又は第四条、第五条第三項、第六条第一項

若しくは第七条第二項の規定による最低賃金の改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（同条の規定による最低賃金の決定又は改正の決定の場合において、公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、第六条第二項又は第七条第二項の規定による最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、効力を生ずる。

(最低賃金の効力)

第十条 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

一 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金

二 所定労働日以外の日の労働に対する賃金

三 所定労働日における所定労働時間をこえる時間の労働に対する賃金

四 労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に対する割増賃金

4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わなければならないことを妨げるものではない。

（現物給与等の評価）

第十一条 賃金のうち通貨以外のものので支払われ

るものの評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(最低賃金の競合)

第十二条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第十条の規定を適用する。

(最低賃金の適用除外)

第十三条 次に掲げる労働者については、第十条の規定は適用しない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者で政令で定めるもの

二 試の使用期間中の者

三 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項の規定を受けて行なわれる養成訓練を受ける者

四 所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の者で政令で定めるもの

(最低賃金委員会)

第十四条 労働省に、使用者を代表する委員(以下「使用者委員」といふ)、労働者を代表する委員(以下「労働者委員」といふ)及び公益を代表する委員(以下「公益委員」といふ)をもつて組織する最低賃金委員会を置く。

2 最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会とする。

3 地方最低賃金委員会の管轄区域は、各都道府県の区域とし、その名称及び位置は、政令で定める。

4 中央最低賃金委員会は、使用者委員十人、労働者委員十人及び公益委員五人をもつて組織し、地方最低賃金委員会は、使用者委員六人、労働者委員六人及び公益委員三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、使用者の団体の推薦に基づいて、労働者委員は、労働組合の推薦に基づいて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 最低賃金委員会の委員は、非常勤とする。

8 最低賃金委員会に会長を置く。

9 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

10 会長は、最低賃金委員会の会務を総理する。

11 会長に事故があるときは、あらかじめ第九項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

12 最低賃金委員会に關する事務を処理させるため、最低賃金委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

13 この法律に規定するもののほか、最低賃金委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

(最低賃金委員会の権限)

第十五条 第七条に規定する最低賃金委員会の権限は、二以上の地方最低賃金委員会の管轄区域にわたる事業及び一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事業で中央最低賃金委員会が全国的に關連があると認めたものについては中央最低賃金委員会が行ない、一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事業(中央最低賃金委員会の権限に属する事業を除く)については、当該地方最低賃金委員会が行なう。

2 最低賃金委員会は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者(使用者の団体を含む)、労働組合その他の関係者に対し報告を求め、又は最低賃金委員会の委員若しくは職員に關係事業場に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し質問をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする最低賃金委員会の委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならぬ。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ない。

(規則制定権)

第十六条 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、最低賃金委員会が行なう手続その他事務処理に關し必要な事項については、最低賃金委員会規則を定めることができる。

(生計費等の調査及び公表)

第十七条 中央最低賃金委員会は、毎年一回、政令の定めるところにより、労働者の生計費及び賃金に關する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

(船員に対する適用除外)

第十八条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(以下「船員」といふ)については、この法律は適用しない。

(罰則)

第十九条 第十条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十五条第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をした者は、五千円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(最低賃金法の廃止)

2 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)は、廃止する。ただし、船員については、船員

法第五十九条に規定する法律の施行の日の前日までは、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 この法律による廃止前の最低賃金法(以下「旧法」といふ)第十一条又は第十六条第一項の規定による最低賃金(船員に係るものを除く)で、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、第三条第一項の規定による最低賃金が決定されるまでは、旧法の規定は、なおその効力を有する。

4 労働基準法の一部を次のように改正する。
第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除
第二十八条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第百三十七号)」に改める。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。第三項に規定する最低賃金に關し、同項の規定により旧法の規定が効力を有する間にした行為に対する旧法の失効後における罰則の適用については、同様とする。

6 国会職員法の一部改正
国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十五年法律第百三十七号)」に改める。

(船員法の一部改正)

船員法の一部を次のように改正する。
第五十九条を次のように改める。

(最低報酬)
第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に關しては、別に法律で定める。

(国家公務員法の一部改正)
国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)

8 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)

の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）」を「最低賃金法（昭和四十五年法律第 号）」に改める。

9 国家行政組織法の一部改正

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改める。

10 運輸省設置法の一部改正

運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「最低賃金法」を「旧最低賃金法」に改める。

11 労働省設置法の一部改正

労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三号の三及び第三十二号の四を次のように改める。

第三十二の三及び第三十二の四 削除

第八号第一項第九号を次のように改める。

九 削除

第八号第一項第十四号中「最低賃金法」を「最低賃金法（昭和四十五年法律第 号。最低賃金委員会）の権限に関する規定を除く。」に改める。

第八号第三項中「同項第九号に掲げる事務」を削る。

第十三条の表中中央最低賃金審議会の項を削る。

第十五条第一項中「最低賃金法（これに基づく命令を含む。）」を削る。

第十六条第一項の表中地方最低賃金審議会の項を削る。

第十七条第一項中「最低賃金法（これに基づく命令を含む。）」を削る。

第二十号第一項中「公共企業体等労働委員会」

を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

12 労働組合法の一部改正

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第十一号」を「最低賃金法（昭和四十五年法律第 号）第七号」に、「中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長」を「最低賃金委員会」に改め、同項後段を削る。

13 地方公務員法の一部改正

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八号第一項中「最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）」を「最低賃金法（昭和四十五年法律第 号）」に改める。

14 自衛隊法の一部改正

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号中「最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）」を「最低賃金法（昭和四十五年法律第 号）」に改める。

15 社会保険労務士法の一部改正

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）」を「最低賃金法（昭和四十五年法律第 号）」に改める。

この法律施行に要する経費は、

この法律施行に要する経費は、平年度約八億円の見込みである。

母子保健法の一部を改正する法律案

母子保健法の一部を改正する法律案

母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二号」を「第二十一条」に、「第四章 雑則（第二十三号）」を「第五章 費用（第二十三号）」に改める。

第二十一条中「医療その他の措置を講じ」を「栄養の摂取に関する援助、出産費の支給、医療その他の措置を講じ」に改める。

第九号中「第十三号」を「第十二号」に改める。

第十二号から第十四号までを次のように改める。

第十二号 都道府県知事は、政令の定めるところにより、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行なわなければならない。この場合において、満三歳をこえ満四歳に達しない幼児に対しては、毎年、期日又は期間を指定して行なうものとする。

第十三号 市町村長は、妊産婦又は乳児若しくは幼児が栄養を適正に摂取することができるようにするため、政令の定めるところにより、栄養費の支給その他の援助をしなければならない。

第十四号 市町村長は、妊産婦が適正な助産を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、出産費を支給しなければならない。

2 前項の出産費の額は、五万円から、当該出産につき健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七

号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律

第二百二十八号）他の法律において準用し、又は

例による場合を含む）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）、地方

公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定により支給される分べ

ん費（配偶者分べん費を含む）、出産費（配偶者出産費を含む）又は助産費の額（国民健康保

険法の規定により助産の給付が行なわれる場合にあつては、政令の定めるところによつて算定

した当該給付の価額）を控除した額を限度とするものとする。

第十五号第一項中「その他の市町村」の下に「（特別区を含む。第二十一条から第二十二号の二までにおいて同じ。）」を加える。

第十七号第一項中「第十三号」を「第十二号」に、「勧奨するものとする」を「勧奨しなければならない」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（妊産婦の受診に関する援助）

第十七号の二 都道府県知事は、妊産婦が前条の勧奨に基づいて診療を受けることができるようにするため、政令の定めるところにより、医療費の支給その他の援助をしなければならない。

第二十一条を削る。

第二十二号第一項中「設置するものに努めなければならない」を「設置するものとする」に改め、同条を第三章中第二十一条とし、第四章を第五章とし、同章の前に次の一章を加える。

第四章 費用

（支弁）

第二十二号 第十号、第十二号から第十四号まで、第十七号の二及び第二十号の規定により都道府県知事又は市町村長が行なう措置に要する費用は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の支弁とし、前条の規定により市町村が設置する施設の設置及び運営に要する費用は、当該市町

村の支弁とする。

(負担)

第二十二條の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち第十三条及び第十四条の規定による措置並びに第二十一条の規定による施設の設置及び運営に要する費用について、その十分の一を負担する。

2 国は、政令の定めるところにより、前条の規定により都道府県又は市町村が支弁する費用のうち、第十条、第十三条、第十四条及び第十七条の二の規定による措置並びに第二十一条の規定による施設の設置及び運営に要する費用についてはその十分の一を、第十二条の規定による措置に要する費用についてはその三分の一を負担する。

(徴収)

第二十二條の三 第二十二條の規定により第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、当該措置に要する費用を徴収しなければならない。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 第二十二條の規定により第十条の規定による保健指導に要する費用を支弁した都道府県又は市の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、当該措置に要する費用を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる。この場

合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十三條及び第二十四條中「第二十条」を「第十三条、第十四条、第十七条の二及び第二十条」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(異議申立て)

第二十四條の二 第十三条又は第十四条の規定による処分不服がある者は、当該処分庁に異議申立てをすることができ、

(決定をすべき期間)

第二十四條の三 前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2 異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、異議申立てが棄却されたものとみなすことができる。

(異議申立てと訴訟との関係)

第二十四條の四 第十三条又は第十四条の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができない。

第二十五條中「市長」の下に「第十七条の二又は」を加える。

第二十七條第二項中「第十条の規定による保健指導及び第十二条の規定による健康診査」を「第十条、第十二条及び第十七条の二の規定による措置」に改め、同条第三項中「第十条の規定による保健指導」を「第十条及び第十七条の二の規定による措置」に、「健康診査」を「措置」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十五年六月一日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正)

2 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七條中「助産施設、」を削る。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十五條の二各号列記以外の部分中「その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に、同条第三号中「第二十一条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第二十六條第一項各号列記以外の部分中「その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に、同項第四号中「第二十一条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第三十二條第二項中「第二十一条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第四十九條の二中「第二十一条から第二十四条まで」を「第二十三条、第二十四条」に改める。

第五十條第六号中「助産施設、」を削り、「第二十二條から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改め、同条第六号の二中「第二十一条及び助産施設又は」を削る。

第五十一條第一号中「第二十一条、及び助産施設、」を削る。

第五十六條の二第一項第二号中「その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に改める。

第五十八條の二中「第二十一条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第五十九條中「第二十一条から第二十四条まで」を「第二十三条若しくは第二十四条」に改める。

第五十九條の三中「第二十一条及び」を削る。

3 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「助産施設、」を削る。

4 この法律の施行前に出生し、引き続きこの法律による改正前の児童福祉法第二十二條の規定により助産施設に入所している者に関しては、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

5 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條第八号中「及び健康診査」を「健康診査及び栄養の摂取に関する援助、出産費の支給、妊産婦の受診に関する援助、未熟児の保護、母子健康センター」に改め、「未熟児」を削る。

この法律施行に要する経費は、昭和四十五年度において約一千四百億圓（平年度約一千七百億圓）の見込みである。

この法律施行に要する経費

社会保険基本法案
社会保険基本法

第一章 總則（第一条—第十三条）
第二章 社会保険（第十四条—第十七条）
第三章 国家扶助（第十八条—第二十条）
第四章 社会福祉（第二十一条—第二十五条）
第五章 医療及び公衆衛生（第二十六条—第二十八条）
第六章 補則（第二十九条—第三十一条）
附則

第一章 總則
(目的)
第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、社会保険に関する施策の原則、国及び地方公共団体の責務、施策の基本となる事項等を定めることにより、社会保険制度を総合的に整備充実し、もつて国民の健康で文化的な生活の維持向上を図ることを目的とする。

第一章 總則
(目的)
第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、社会保険に関する施策の原則、国及び地方公共団体の責務、施策の基本となる事項等を定めることにより、社会保険制度を総合的に整備充実し、もつて国民の健康で文化的な生活の維持向上を図ることを目的とする。

(社会保険に関する施策)

第二条 この法律の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、必要な施策が総合的に講ぜられなければならない。

一 国民の疾病、負傷、出産、老齢、廃疾、死亡、失業等の事故に対し、社会保険により充実した経済的保障の途を講ずること。

二 生活困窮者に対して国家扶助により健康で文化的な最低限度の生活を確保すること。

三 児童、老人、心身障害者等援護育成を要する国民の福祉の増進を図ること。

四 国民の健康を保持するため、医療及び公衆衛生の向上及び増進を図ること。

(施策の原則)

第三条 社会保険に関する施策は、公平かつ機会均等を旨として策定され、すべての国民を対象とするものでなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、国民の健康で文化的な生活の維持向上を図る使命を有することにかんがみ、社会保険制度を整備充実し、及びこれを適正に運営する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、住民の健康で文化的な生活の維持向上を図るため、当該地域に係る適切な社会保険に関する施策を策定し、及びこれを円滑に実施する責務を有する。

(国民の努力)

第六条 社会保険制度の整備充実、経済の発展と密接な関連を有することにかんがみ、国民は常に勤労に励み、経済の発展に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 国は、この法律の目的を達成するため必要な法令の制定又は改正を行なうものとする。

2 政府は、この法律の目的を達成するため必要な財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

第八条 国は、国税の収入額に法律で定める割合を乗じて得た額を社会保険に関する費用の一部に充てるものとする。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、政府が社会保険に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(社会保険整備五箇年計画の作成及び公表等)

第十条 政府は、五年ごとに、社会保険整備五箇年計画を作成し、これを公表しなければならない。

2 社会保険整備五箇年計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 五箇年間に行為すべき社会保険制度の整備充実の目標

二 前号に掲げるもののほか、社会保険に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

3 第一項の規定は、社会保険整備五箇年計画の変更について準用する。

(指導啓発)

第十一条 国及び地方公共団体は、社会保険に関する国民の理解を深めるため、必要な指導啓発を行なうものとする。

(社会保険番号等)

第十二条 政府は、別に法律で定めるところにより、すべての国民について社会保険に関する記録を統一的かつ正確に行なうため、個人ごとに社会保険番号を付するとともに、社会保険手帳を交付するものとする。

(社会保険制度審議会の勧告等)

第十三条 政府は、別に法律で定めるところにより設置される社会保険制度審議会の勧告、助言又は意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

第二章 社会保険

(政府管掌)

第十四条 国は、すべての国民を被保険者とし、政府が管掌する社会保険制度を確立するものと

する。

(保険給付)

第十五条 前条の社会保険制度における保険給付は、次の各号に掲げるものとし、これらの保険給付は、被保険者が公平に受けられるものでなければならない。

一 疾病給付(疾病、負傷又は出産について行なう保険給付をいう。)

二 老齢給付(老齢について行なう保険給付をいう。)

三 廃疾給付(廃疾について行なう保険給付をいう。)

四 遺族給付(死亡について行なう保険給付をいう。)

五 失業給付(失業について行なう保険給付をいう。)

2 前条の社会保険制度における保険給付は、国民生活の安定がそのなされることを防止し、健康で文化的な生活を保障するものでなければならない。

3 前項の保険給付は、国民の生活水準の向上、物価その他の諸事情の変動に即応して拡充されなければならない。

(保険料)

第十六条 第十四条の社会保険制度における保険料は、公平を旨として定められなければならない。

2 前項の保険料は、被保険者に過度の負担を与えないように配慮されなければならない。

(特別会計の設置)

第十七条 国は、第十四条の規定により政府が管掌する社会保険に関する収入及び支出について特別会計を設置するものとする。

2 前項の規定により設置された特別会計の積立金は、被保険者の福祉に寄与するように運用されなければならない。

第三章 国家扶助

(最低生活の保障)

第十八条 国は、生活に困窮する国民に対し、最低限度の生活を保障し、かつ自立を助長するため、その困窮の程度に応じて必要な国家扶助を行なうものとする。

(国家扶助の基準)

第十九条 国家扶助により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を十分に維持することができるものでなければならない。

(国家扶助の充実)

第二十条 国家扶助は、国民の生活水準の向上、物価その他の諸事情の変動に即応して充実されなければならない。

第四章 社会福祉

(児童の福祉の増進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、児童の心身の健全な育成を図るため、児童手当の支給、児童福祉施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(老人の福祉の増進)

第二十二条 国及び地方公共団体は、老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため、在宅の老人に対する保護及び指導体制の確立、老人福祉施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(心身障害者の福祉の増進)

第二十三条 国及び地方公共団体は、心身障害者の更生及びその生活の安定を図るため、介護手当の支給、心身障害者更生援護施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(援護育成を必要とする者の福祉の増進)

第二十四条 国及び地方公共団体は、児童、老人及び心身障害者以外の援護育成を必要とする者に対し、その者が自立してその能力を発揮できるようにするため、生活指導、更生指導その他適切な援護育成を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

(専門職員の養成確保等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、社会福祉に

関する専門の知識及び技能を有する職員を養成確保及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 医療及び公衆衛生

(医療機関の整備拡充等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、すべての国民が医学及び薬学の進歩に伴う適切な医療を受けられるようにするため、医療機関の整備拡充及び配置の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

(保健所の整備充実等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、すべての国民の公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所の整備充実、疾病の予防措置の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(専門職員の養成確保等)

第二十八条 国及び地方公共団体は、医療及び公衆衛生に関する専門の知識及び技能を有する職員の養成確保及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第六章 補則

(関連施策)

第二十九条 社会保障に関する施策は、最低賃金制の確立、雇用の安定、住宅の建設、税制の改善等国民生活の安定に関する諸施策と密接な関連を有することにかんがみ、国及び地方公共団体

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。ただし、第三条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

第四条 遺族援護法第四條第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなされた軍人であつた者であつて、この法律による同法第七條第一項の規定の改正により軍人たるによる障害年金又は障害一時金を受けることとなるべきものについては、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第六十八号）附則第二項の規定を適用しない。

（遺族年金等の支給の特例）
第五条 軍人軍属が遺族援護法第四條第五項に規定する事象若しくは戦地に於ける在職期間内に死亡し、又は軍人軍属であつた者が

体は、これらの諸施策の推進に努めるものとする。

第三十条 国及び地方公共団体は、水震火災その他の災害、公害、交通事故等により不慮の被害を受けた国民に対して適切な援護措置が行なわれるように配慮するものとする。

(社会保障省の設置)

第三十一条 国は、別に法律で定めるところにより、社会保障に関する施策を総合的かつ計画的に遂行するための社会保障に関する行政機関として、社会保障省を設置するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、心身障害者福祉協会法案

（予備審査のための付託は三月十一日）

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

（予備審査のための付託は三月十日）

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

（小字及び一は衆議院修正の部分）

当該戦死若しくは戦地に於ける在職期間内に於いて死亡した場合においては、当該死亡が同法第二十三條第一項の規定による遺族年金（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十四号）附則第十一項の規定による遺族年金を含む。）の支給事由に該当する場合を除き、その遺族に遺族年金を支給する。ただし、当該死亡が大戦令（昭和二十年勅令第五百七十九号）第一条各号、大戦令（昭和二十一年勅令第五百一十一号）第一条各号及び大戦令（昭和二十七年政令第十七号）第一条各号に掲げる罪以外の罪に当たる行為に因るものであることが明らかでないとして援護審査会が議決した場合に限る。

2 前項の規定により遺族年金を支給する場合において、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者が昭和十六年十二月八日以後に死亡したものであるとき（昭和十六年十二月八日以前に死亡したことが昭和二十年九月二日以後において認定された場合を含む。）は、その遺族に弔慰金を支給する。

3 第一項の遺族年金及び前項の弔慰金については、遺族援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（同法第三十四條第四項の規定の適用によらないものをいう。）に関する規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月と読み替へるものとする。

第二十五條第一項	昭和二十七年四月一日	昭和四十五年十月一日
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第三十八條第三号		
第二十九條第一項第二号及び第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第三十六條第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十五年九月三十日
第三十八條第二号		
第三十條第一項	昭和二十七年四月	昭和四十五年十月

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の適用）

第五條 この法律による遺族援護法第七條第一項の規定の改正により、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ三の第一款から第四款までに係る障害年金又は障害一時金を受けるに至つた軍人軍属であつた者又は準軍属であつた者（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十一号）による改正前の遺族援護法第二條第三項各号に掲げる者であつた者に限る。）は、この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同法第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正等に伴う経過措置）

第六條 この法律による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條第一項の規定の改正又は前条の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、同法を適用する場合においては、同法第三條第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十五年十月一日」とする。

2 前項に規定する者に交付する戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四條第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第三項の規定にかかわらず、昭和四十五年十月一日とする。

(第一六〇五号)(第一六四三号)(第一六五号)(第一六六〇号)(第一六七三号)(第一六六号)(第一六八七号)
一、結核予防法・医療保険の抜本改悪反対等
関する諸願(第一四六六号)

紹介議員 丸茂 重貞君

第一六〇一号 昭和四十五年三月三十一日

香月美佐子外一百九十六名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第一四一一号と同じである。

第一六六四号 昭和四十五年四月一日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 東京都墨田区向島二ノ五ノ一八
権名京子外五百八十二名

紹介議員 山本 杉君
この請願の趣旨は、第一四一一号と同じである。

第一六七〇号 昭和四十五年四月二日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 大阪市浪速区大國町二ノ四二 鈴
木静江外四百六十名

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一四一一号と同じである。

第一六七一号 昭和四十五年四月二日受理
療術の開業制度復活に関する請願(九通)
請願者 北九州市小倉区明和町五ノ九 占
部百合子外四百八十四名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一四一一号と同じである。

第一七〇三号 昭和四十五年四月二日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 京都市右京区嵐山谷ガ辻子町二四
嵐山保育園内京都市保母会内 西
岡孝子外六百六十八名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一四一一号と同じである。

第一四一六号 昭和四十五年三月二十七日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 新潟県北蒲原郡中条町平木田一、
四六六ノ六 吉田常太郎

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一四七九号 昭和四十五年三月二十八日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 新潟市桃山町一ノ一〇四ノ二 金
子秀吉

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一四八〇号 昭和四十五年三月二十八日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 福岡市唐人町二ノ四ノ一五 吉田
寅雄

紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一四八九号 昭和四十五年三月二十八日受理
療術の開業制度復活に関する請願(二通)
請願者 広島県佐伯郡湯来町伏谷一二七
富田寿美外一名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一五〇四号 昭和四十五年三月三十日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 福岡市高砂一ノ七ノ六 樋口忠幸
紹介議員 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一六〇三号 昭和四十五年三月三十一日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 新潟県見附市葛巻二ノ一ノ二三
牛島紀一郎

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一六二〇号 昭和四十五年三月三十一日受理
療術の開業制度復活に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通三ノ四一
上野貞子

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一六四二号 昭和四十五年四月一日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 山口県宇部市上町一ノ二ノ一八社
団法人山口県療術師協会宇部支部

紹介議員 内 末村小春
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一六五三号 昭和四十五年四月一日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 兵庫県姫路市四郷町東阿保一七
伴茂

紹介議員 浅井 享君
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一六五七号 昭和四十五年四月一日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 兵庫県姫路市伊伝居中の町八一
堀江達雄

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一六六五号 昭和四十五年四月一日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 滋賀県神崎郡能登川町 岩田新蔵
紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一六六九号 昭和四十五年四月二日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 兵庫県姫路市米田町四三 城戸謙
光

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一四三二号 昭和四十五年三月二十七日受理
日雇健康保険の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 東京都渋谷区渋谷一ノ二二ノ三
石黒義雄外一名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一四三八号 昭和四十五年三月二十七日受理
日雇健康保険の改悪反対等に関する請願
請願者 奈良県吉野郡吉野町樽井 松田續
外三百九十名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一四五〇号 昭和四十五年三月二十八日受理
日雇健康保険の改悪反対等に関する請願
請願者 埼玉県越谷市四方八五二 杉崎昭
宏外七十五名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一四五一号 昭和四十五年三月二十八日受理
日雇健康保険の改悪反対等に関する請願
請願者 千葉県習志野市津田沼七ノ一四
塩田政雄外百二十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一四五二号 昭和四十五年三月二十八日受理
日雇健康保険の改悪反対等に関する請願
請願者 神奈川県川崎市二子二六一 栗竹
幸吉外百名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一四三三三号 昭和四十五年三月二十八日受理

日雇健康保険の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都東村山市富士見町二ノ一六

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一四五四号 昭和四十五年三月二十八日受理

日雇健康保険の改悪反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市八ヶ崎三三〇ノ一

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一四五五号 昭和四十五年三月二十八日受理

日雇健康保険の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小平市上水南町五一 山

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一四五六号 昭和四十五年三月二十八日受理

日雇健康保険の改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市北岩岡六四〇ノ一六

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一五〇〇号 昭和四十五年三月三十日受理

日雇健康保険の改悪反対等に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡吉田町榎町 松村

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一五〇一〇号 昭和四十五年三月三十日受理

日雇健康保険の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市灘区大内通 佐々木肇外三

百十六名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一五七四号 昭和四十五年三月三十一日受理

日雇健康保険の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市中区大和町一ノ一五 武居

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一五八四号 昭和四十五年三月三十一日受理

日雇健康保険の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 神戸市灘区赤坂通五ノ四ノ四三

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一六六六号 昭和四十五年四月一日受理

日雇健康保険の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 神戸市東灘区住吉町吉田二三 馬

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一六九七号 昭和四十五年四月二日受理

日雇健康保険の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 神戸市灘区中原通六ノ一ノ一二

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一〇五七号と同じである。

第一四三二二号 昭和四十五年三月二十七日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願(三通)

請願者 東京都新宿区東大久保二ノ二六〇

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一四三三九号 昭和四十五年三月二十七日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 奈良県生駒郡生駒町字北田原一、

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一四四四号 昭和四十五年三月二十七日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都文京区千石二ノ四二ノ七

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一五〇二二号 昭和四十五年三月三十日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 神戸市灘区永手町五ノ八ノ一四

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一五〇三三号 昭和四十五年三月三十日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都文京区白山五ノ七ノ一七四

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一五七五号 昭和四十五年三月三十一日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願(四通)

請願者 横浜市緑区東本郷町五一 今川

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一五八五号 昭和四十五年三月三十一日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願(三通)

請願者 東京都江東区海辺町二ノ一四 中

紹介議員 谷敏明外二名

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一六〇四号 昭和四十五年四月一日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木三ノ二七ノ一

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一六六七号 昭和四十五年四月一日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願(二通)

請願者 東京都中野区新井三ノ八 小島弥

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一六九五号 昭和四十五年四月二日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 神戸市須磨区友ヶ丘二ノ一〇二

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一六九六号 昭和四十五年四月二日受理

労働者災害補償保険法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区富久町一〇〇 松村

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一一九四号と同じである。

第一四三七号 昭和四十五年三月二十七日受理

山村へき地の医療保健対策強化に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡東山町長坂字町裏

一三三 菅原喜重郎外二十六名

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一四六七号 昭和四十五年三月二十八日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 福島県双葉郡広野町大字下北迫字
西町四七 大和田清之助外二十五
名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一四六八号 昭和四十五年三月二十八日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 愛媛県宇摩郡土居町大字畑野 真
鍋キク子外二十六名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一四七四号 昭和四十五年三月二十八日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 石川県石川郡尾口村女原ノ一八
ノ一 佐藤忠吾外二十六名
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一四九四号 昭和四十五年三月三十日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 福岡県豊前市大字八屋二、二二三
浦野浩外二十六名
紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一五〇五号 昭和四十五年三月三十日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 長野県木曾郡王滝村三、六二三王
滝村長 小瀬川久夫外二十七名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一五〇六号 昭和四十五年三月三十日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 北海道上川郡上川町本町二上川町
長 野田晴男外二十七名
紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一五〇七号 昭和四十五年三月三十日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願（三
通）
請願者 愛知県北設楽郡設楽町大字西納庫
字和手員津一九 原田進外八十二
名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一五五九号 昭和四十五年三月三十日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 兵庫県赤松郡山崎町鹿沢七八ノ七
山崎町長 井口光司外二十七名
紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一五六四号 昭和四十五年三月三十日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 奈良県宇陀郡曾爾村大字今井四二
八 松田治男外二十六名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一五七三三号 昭和四十五年三月三十一日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 長野県下水内郡栄村大字北信三、
四三三栄村長 市川和雄外二十六
名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一五八七号 昭和四十五年三月三十一日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 長野県南佐久郡川上村大字御所平
一、四〇七 由井文人外二十六名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一五八八号 昭和四十五年三月三十一日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 愛媛県北宇和郡松野町大字廣生甲
二五〇ノ一 大内重久外二十七名
紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一六〇四号 昭和四十五年三月三十一日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 北海道上川郡下川町 川原清外二
十五名
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一六〇五号 昭和四十五年三月三十一日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 岩手県気仙郡住田町世田米字大崎
三四 泉田豊外二十六名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一六四三三号 昭和四十五年四月一日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 山口県都濃郡鹿野町大字鹿野上
三、二〇六 青木順一外二十六名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一六五二二号 昭和四十五年四月一日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村黒滝村長 中

田基治外二十六名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一六六〇号 昭和四十五年四月一日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 愛知県南設楽郡鳳来町海老池の島
三〇 原田清寿外二十六名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一六七三三号 昭和四十五年四月二日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 石川県鳳至郡柳田村柳田村長 堀
内博外二十六名
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一六八六号 昭和四十五年四月二日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 福島県東白川郡塙町大字台宿字北
原六八 鈴木泰秀外二十八名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一六八七号 昭和四十五年四月二日受理
山村へき地の医療保健対策強化に関する請願
請願者 岡山県苫田郡加茂町大字小中原一
一ノ二 三島淳男外二十七名
紹介議員 小枝 一雄君
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。

第一四六六号 昭和四十五年三月二十八日受理
結核予防法・医療保険の抜本的改善反対等に関する請願
請願者 福島県大沼郡金山町横田 白井春
子外三百七十九名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二二一号と同じである。

第一五五八号 昭和四十五年三月三十日受理

心臓病児者に対する医療対策等に関する請願

請願者 東京都文京区小石川五ノ三三ノ六

三橋豊外百十名

紹介議員 堀見 俊二君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一五七六号 昭和四十五年三月三十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 東京都文京区後楽二ノ三ノ一〇東

京都クリーニング環境衛生同業組

合理事長 大倉達雄

紹介議員 占部 秀男君

クリーニング業が現下の経済、社会の変遷に即応しつつ環境衛生の維持増進に寄与しうるよう、クリーニング業法の一部を左記のとおり改正された。

一、「洗たく物の受取及び引渡しのみを行なうもの」を、「クリーニング業」に加え、当該業者を規制措置によることなく、本来のクリーニング業を営む者とする。

二、洗たく物の受取及び引渡しのみを行なうクリーニング所、すなわち取次店にも一人以上のクリーニング師を置くこととする。

三、右二件に違反した者が本法第十条の二の措置命令にも従わないときは、第十一条の規定による処分を行なうこと。

理由

一、「洗たく物の受取及び引渡しのみを行なうもの」すなわちいわゆる取次店経営業者は、一般的には本来のクリーニング業者でないとしてされているため、本法法制組合の組合員である者が単に洗たく物の取次のみを行なうこととなつた場合は、非資格者として脱退を余儀なくされ、また組織活動の効果を理解して組合に加入した取次店経営者も組合員となることができず、組織活動に多大の支障をきたすこととなつた。

本業組合は、都道府県の衛生行政に協力して環境衛生の維持増進を図るとともに、クリーニング処理の上から家庭経済にも寄与する責任を負う必要があるわけであるが、非組合員に対する指導まではとうてい及ばない。

二、現行法のもとでは、取次店にはクリーニング師を置かなくてもよいとされているが、取次店も一般クリーニング所の衛生措置とほとんど変わるところがないことからして、はなはだ当を失する。取次店はクリーニング師が置かれていないため、衛生措置も適正でなく、消費者に対する組織の識別やクリーニング処理に関しての知識の啓発や処理技術の具体的相談と指導に及び得ないため、いまや消費者の不満の声が高まつている。クリーニング師の確保は困難でなく、また取次店にクリーニング師を置くことによつて料金が高くなるということはない。組合でもこのことによる料金値上げの指導は絶対に行ない。

第一六七二号 昭和四十五年四月二日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 石川県金沢市森山二ノ一七ノ五石

川県クリーニング環境衛生同業組

合理事長 東喜伝

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

昭和四十五年四月二十五日印刷

昭和四十五年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局